

97  
4  
325

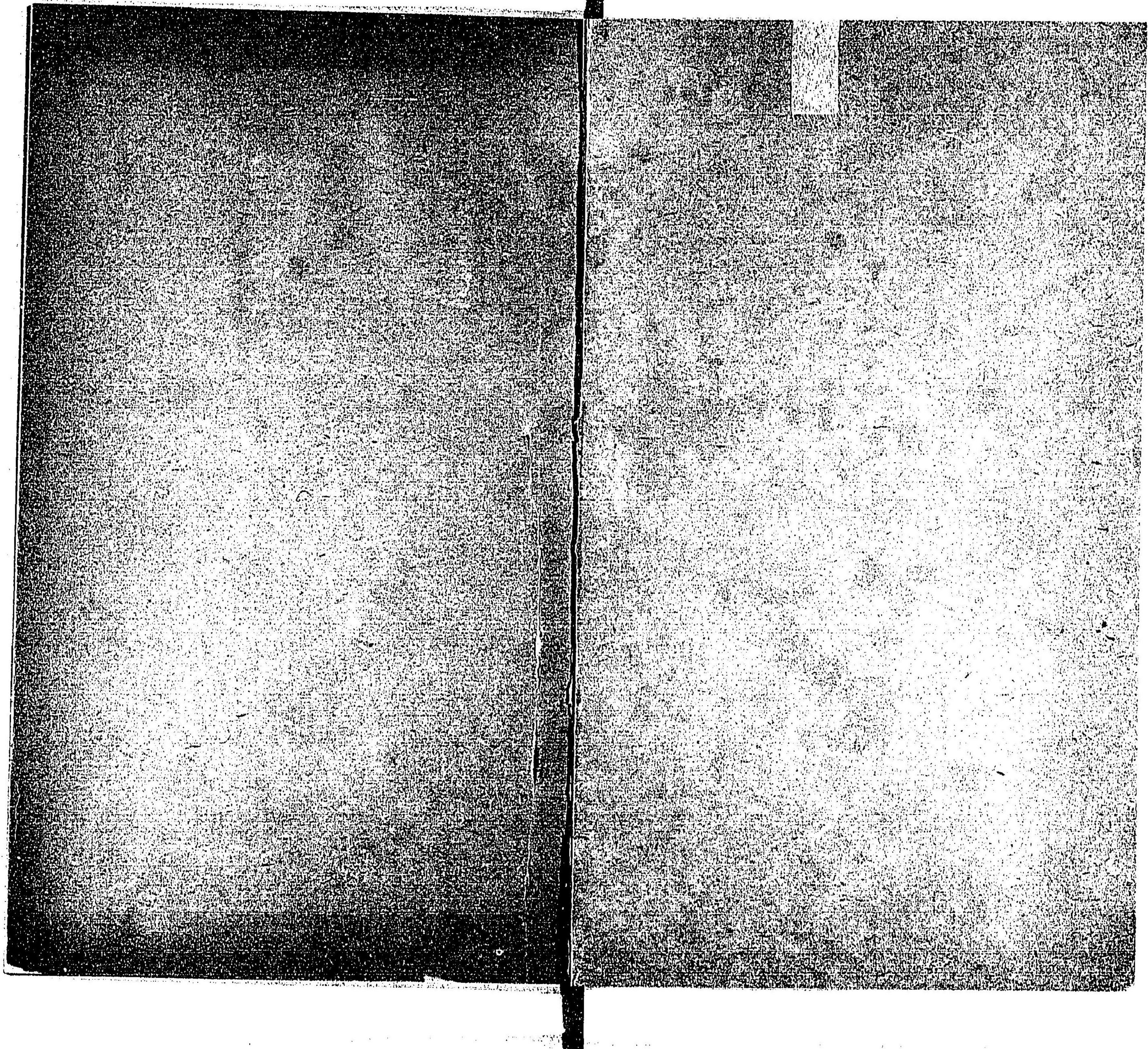
南 穗 神代良太 著述

# 帝國憲法問答義解

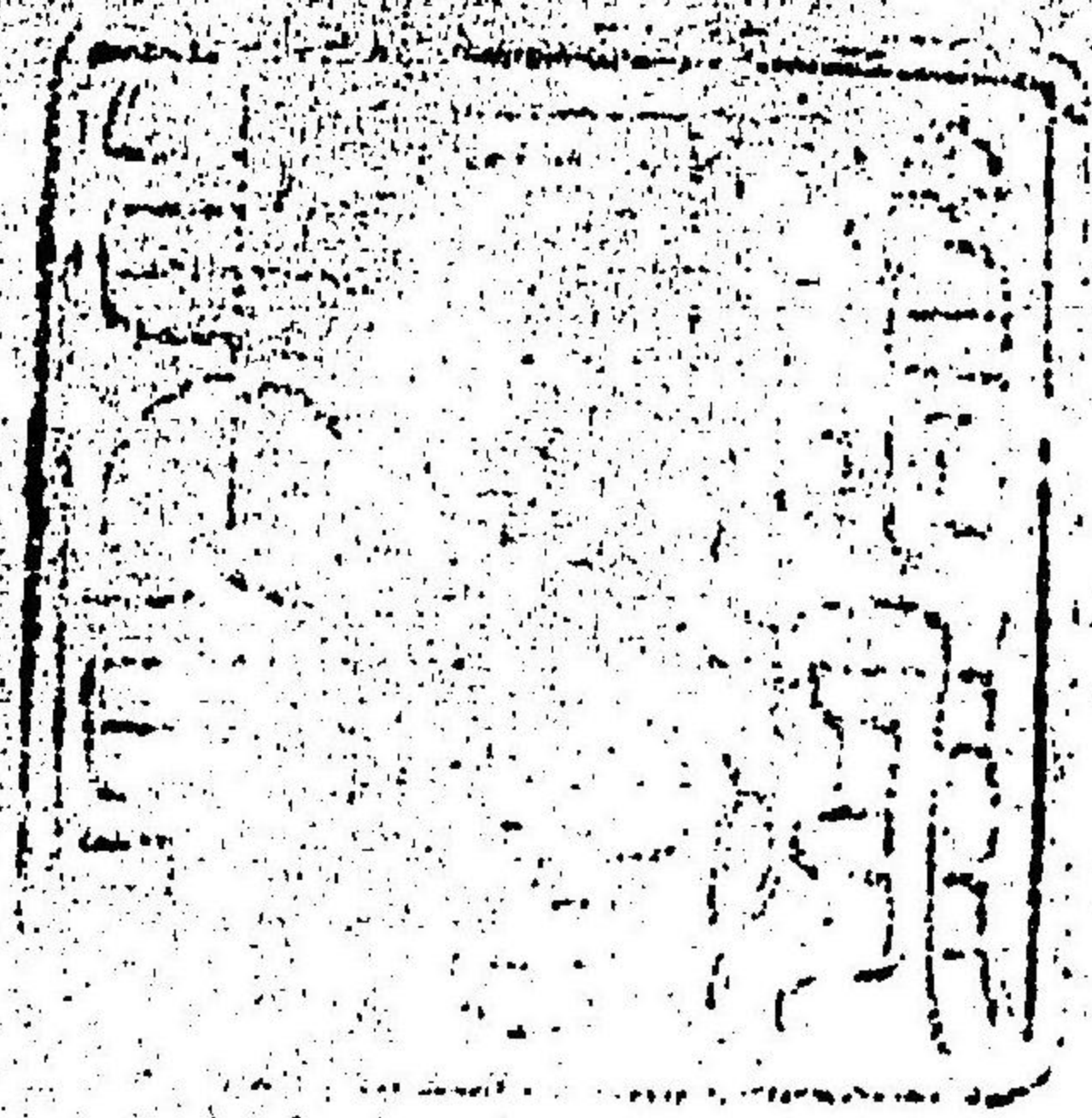
議院法  
會計法  
衆議院議員選舉法  
貴族院令

版權所有

明昇堂藏



特 15  
44  
W 21563



勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ

シ朕カ祖宗ニ承クルノ大權

及將來ノ臣民ニ對シ此大權

布ス

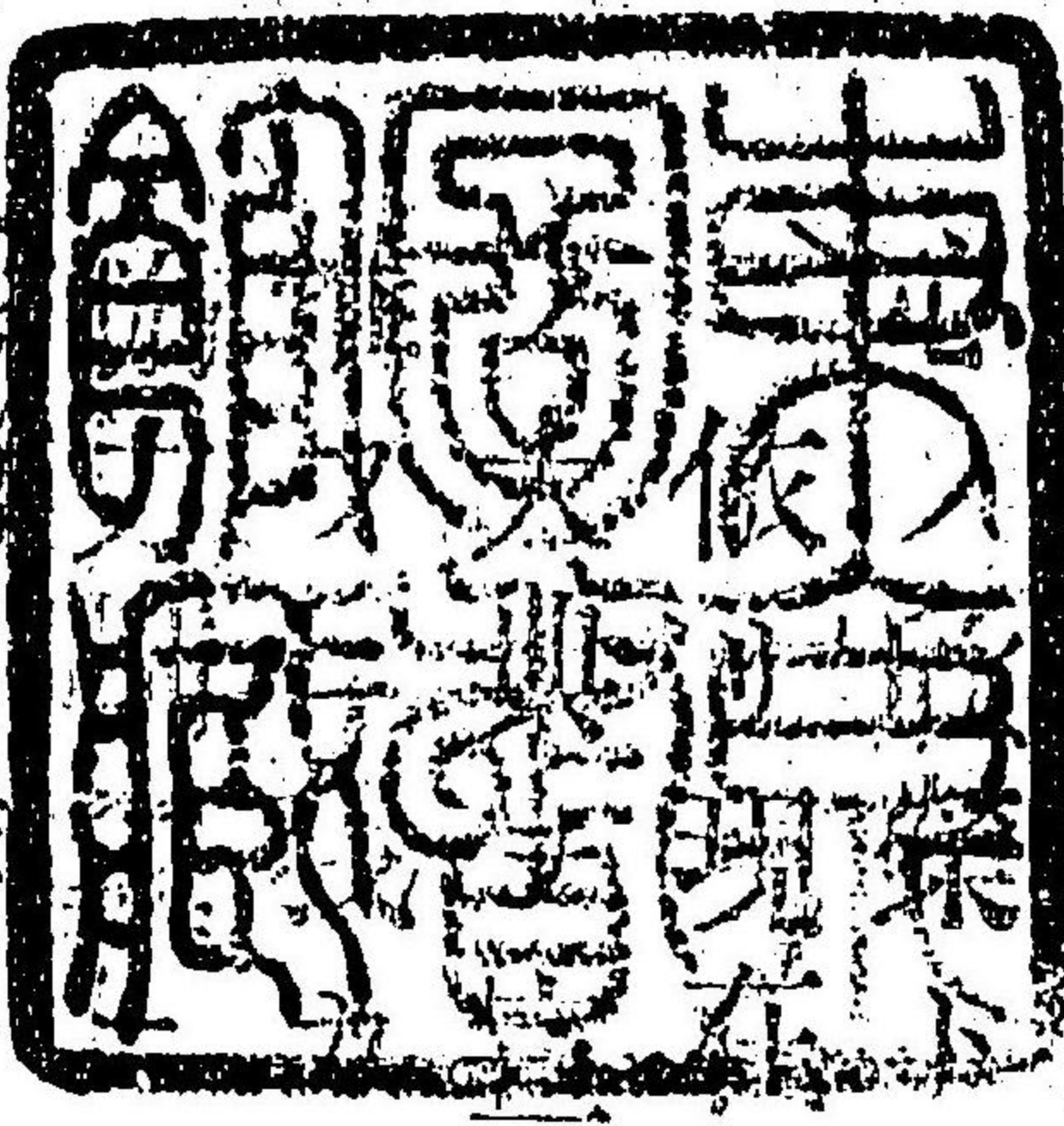
祖我カ宗ハ我カ臣民祖

倚リ我カ帝國ヲ肇造シ以テ

無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗

ノ威徳ト並ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國

ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝アル國史



ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即  
チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回  
想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎勵  
シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮  
ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏  
固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔  
ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハザルナリ

朕祖宗ノ遺訓ヲ承テ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ勳業スル所ノ臣民  
ハ即チ朕カ祖宗ノ恩撫慈養シメマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康  
福ヲ增進シ其ノ懿德其能ヲ發達セシムコトヲ願ヒ又其ノ禮儀ニ  
依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十  
月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ  
朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知  
ラシム  
國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ  
朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ憲ラサ  
ルヘシ  
朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法

及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有テ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス  
 帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此  
 ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ  
 將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至  
 ラハ朕及朕カ繼承ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ  
 此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民  
 ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ  
 朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕  
 カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘ  
 シ

御名

御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣伯爵黒田清隆  
 樞密院議長伯爵伊藤博文  
 外務大臣伯爵大隈重信  
 海軍大臣伯爵西郷從道  
 農商務大臣伯爵井上馨  
 司法大臣伯爵山田顯義  
 大藏大臣伯爵松方正義  
 兼内務大臣伯爵大山巖  
 陸軍大臣伯爵森有禮  
 文部大臣伯爵有禮  
 遞信大臣子爵榎本武揚

## 緒言

西哲言ヘル事アリ人民ハ國ノ反射ナリト宜ナル矣言哉蓋シ一國ノ文明  
開進ニ赴ケルト不文未開ニ淪メルトヲ識ラント欲セハ人民自由ノ發達  
進歩セルト否ヲサルトヲ察スルニ如クハナシ往古蒙昧野蠻ノ時代ニ方  
テハ固ヨリ文字ヲ學ヒ教育ヲ受ケルノ具ニ乏シキ程ナルヲ以テ政事ノ  
思想ヲ練リ自由ノ眞理ヲ講究スル等ノ高尙深遠ナル道途ヲ發見セシム  
ルニ由ナク唯腕力ノ在ル所ハ眞理ノ存ス所ナリトシ強者ハ弱者ヲ壓シ  
大者ハ小者ヲ併セ爭奪搏噬ノミ是レ事トシ偶マ腕力ノ強クシテ壓制手  
段ノ逞キモノ生スレハ忽チ衆人ヲ畏服セシメ己レ酋長ト頭領トナリ人  
ノ土地ヲ奪ヒ人民ヲ臣妾トシ傲然トシテ一世ヲ睥睨シ人民モ唯々諾々  
唯命是隨フ尙何ノ遑マアツテ權利ヲ暢ヘ自由ヲ主張スルノ時アラシヤ  
之ヲ腕力爭奪ノ世界ト云フ降テ文明ノ曙光較萌生シ人々權利自由ノ重  
ソスルヲ知覺スルニ至テハ徒ラニ主權者ノ暴令苛政ニ服従スルコトナ  
ク權利自由ハ人間天賦ノ固有性ナルノ眞理ヲ主張シ之ヲ官論文章ニ現

スノミナラス進ンテ政事ノ實地ニ施コサントシ時ノ君主施治者ニ迫リ  
 テソノ主權ヲ殺イテ人民ニ附與セソコトヲ要求ス彼ノ西洋紀元一千二  
 百十五年六月十五日英王ジョージカ諸侯人民ニ迫マラレ誓ヲ立テ、國憲  
 ナ制定シ自由ノ制度ヲ確立セシ有名ナルマグナカータノ如キ是ヨリ其  
 他歐米各國今日立憲ノ制度ヲ立テ自由ノ美政ニ沐浴スルモノ其争テ起  
 ルノ源ニ溯ホリ根本ヲ探求セハ主治者ト被治者ノ軋轢忿由ノ甚キヨリ  
 止テ得ス互ニ約束ヲ立テ人民ニ參政權ヲ附與セシニ過キス其太甚シキ  
 ニ至テハ自由ヲ買フノ報酬トシテ戰血ヲ流シ國家ノ秩序ヲ壞乱シ漸ク  
 志望ヲ達シタルノ類往々ニシテ萬世ノ下政事史ニ汚點ヲ留メシモノ實  
 ニ鮮カラストス願ツテ我國ノ政事上ヲ顧ミレハ中古武門武士ノ豪族各  
 々四方ニ割據シ政令制度是ヨリ出テ皇室ハ手ヲ拱シテ虛位ヲ擁スルニ  
 ナキサルノ觀ナキニシモアラサラリシモ皇統ハ連續トシテ神聖ヲ保チ  
 曾テ臣民ノ侮蔑ヲ被ムリシコトナク實ニ萬國ニ冠絶セシ國体ト云フハ  
 キナリ今ヤ聖天子上ニ在マシ賢良ノ宰臣之ヲ補弼シ奉リ百事改良自由

ノ政策ヲ執リ夙トニ立憲政体確定ノ大詔ヲ發セラレ續イテ十四年十二  
 月十二日來ル二十三年ヲ期シ國會ヲ開設セラル、ノ大詔煥發アラセラ  
 レシカ遂ニ今般空前絶後ノ大典タル大日本帝國憲法ヲ頒布アラセラル  
 、ニ逢フ吾人ハ此大勅ヲ捧讀シテ坐スニ陛下カ人民ヲ愛撫シ給フノ聖  
 旨ノ懇篤ナルニ感泣セスソハアラス亦吾人臣民生レテ此聖世ニ遇ヒ歐  
 州ノ各國カ君民軋轢ノ極參政ノ權利ヲ獲得シタル如キ不祥ノ結果ニ非  
 スシテ如斯上下官民雍々熙々春日ノ如キ盛時ニ於テ此大典ニ接シ謹テ  
 上ハ皇室ノ萬歲ヲ祝シ下ハ人民ノ幸福ヲ祈ルノ衷情自カラ禁スル能ハ  
 ス濫リニ憲法ニ義解ヲ加ヘ此大典ノ主意ヲシテ臣民一般ニ知得了解セ  
 シメ相共ニ其慶ニ頌ラントスルノ微意ノミ若夫レ解釋ノ杜撰ニシテ法  
 意ノアル所ヲ充分闡明スル能ハサルハ予ノ不學ノ致ス所謹ンテ世上博  
 雅君子ノ叱正ヲ懇祈スト云爾

帝國憲法發布ノ後十日  
 於自適書齋

著 者 誌

凡例

一本書ハ本年二月十一日發布アラセラルタル大日本帝國憲法ノ全文ニ就キ平易ヲ旨トシ問答体ニ之カ解釋ヲ下シタルモノナリ

一書中現行法律中本法ト相關係シ彼此參照ス可キモノヲ掲ケ又歐米各國ノ盛典ヲ引キ所々ニ附記セシハ讀者カ本法ト對照比較スルノ便益ニ供シタルモノナリ

一本書ハ成ヘク一般人民カ此大典ノ意義ヲ了解スルノ便利ニ供センカタメ勉メテ行文ヲ平易ニシ俗解ヲ主トシタレトモ尙ホ隔靴搔痒ノ憾アルヲ免ルヘカラサレハ他日訂正増補シテ一大完全ノ書ヲ補述セントス四方博雅ノ君子予ノ不學ヲ咎メス此正ノ教ヲ垂レ給ハ、幸甚

著者誌

大日本帝國憲法問答義解

南穗 神代良太著

總論

(問) 明治二十二年二月十一日 啟聖文武ある天皇陛下には大日本帝國憲法を制定頒布あらせられしが右は我々三千九百萬の同胞兄弟が空前絶後の幸福を享有し世界文明國の仲間入をすを得る此上なき目出度事柄ありと承り申すが其詳細なる説明を承り申したし

(答) 御質問の如く帝國憲法は此日本帝國に生を稟けたる吾々三千九百萬の同胞が心より刻み肝に銘じて忘る可らざるの最も貴重に最も尊嚴なる事項あり抑も憲法御制定の事たる吾々の祖先が夢にたも知る能はざるは勿論我々の子孫も亦と再び遇ひ難きの盛事



にして吾々が斯く文明の大御代に生息し有難き大詔を拜するは  
朕にも舌よも陳述盡されぬ幸福にて我至聖至仁なる大君が此大  
詔を煥發あらせられしは實に明治三年三月十四日五事の御誓  
文に胚胎し次で明治八年漸時立憲政体の基礎を立てんどの詔わ  
り又次で明治十四年十月十二日來る明治二十三年を以て國會て  
ふものを開設せんとの詔らせ給へり斯の御誓文、斯の詔勅は即ち  
帝國憲法を産出し此の憲法は即ち明二十三年の國會を産出し明  
年の國會は即ち王室の尊榮國民の福利をして長へよ天壤と窮り  
なからしむべきものにして之を一家に喻れば猶ほ基礎の如く家  
にして基礎おければ柱梁も堅牢ならず國にして憲法無ければ國  
家の富強と人民の幸福とは迎も得られぬものと申すべし固より  
今迄とても聖明なる天皇陛下の上に在り賢良なる大臣宰相の  
下は輔佐し參らすなれば國家の富強と人民の幸福は萬國に比し

て劣るの點はあらざれども憲法の制定して國會の開設しおは尙  
一層の明光を我日本國に増與へ萬國に對して毫も恥る所なき完  
全無缺の獨立國を現出すと申すべきなり今一つ特に喜ばしきは  
歐羅巴洲なり亞米利加なり凡そ文明と稱せらるゝ國々には何れ  
も憲法の設けなきとあらざれども大体は帝王や宰相が壓制苛酷  
の政事を施し人民其苦痛を耐す憤を發し争亂を起し執政官の  
暴威に抵抗せしより止を得ず憲法を布き君主や宰相の權威を殺  
いで人民に權利自由を與へしものにして彼の英國人民が今日も  
聖書の如く仰ぎ尊む國憲の基礎は紀元一千二百十五年六月十五  
日シモン王が諸侯人民に誓て定めたるものにして世に所謂シヨ  
ン王の大條約書と稱するものなり是とても英王は人民を迫られ  
止を得ず授與約束せしものに過ぎず其他各國の憲法も多くは血  
をもて買ふたるものといふも過言にはあらず然るも我日本帝國

は上九重の至尊より下我々蒼生に至るまで太平を謳歌ひ萬歳を唱ふる雍々たる和氣中に此日出度大典に遭遇し千歳の美事に接し得るとは寔以て歡ばしくも慰しき事の限りに候はずや是より以後は歐米各國の人々も我國を視ること數倍の重きを以てし崇敬を加ふべく左すれば條約の改正等は我より求めずも彼より請ふて歡を納るゝに至るは疑ひなかるべし尙帝國憲法の詳解は次の各條に就き詳しく御咄し致し申すべし

第一章 天皇

第一條 大日本帝國ハ萬世一系ノ天皇之ヲ統治ス

(問) 國家に憲法を設定するは上天皇の尊榮を保ち下人民の幸福を増進する基礎なりとの事は既に御高説を拜承し了解致し升たが本條に大日本帝國は萬世一系の天皇之を統治し給ふとの大則を確定せられしは我日本帝國は萬國に比類無き國體なるを以ての故

に之れあるも承りたう御座ります

(答)

御質問の通り實に我日本帝國は世界に比類なく超絶せし國體でござります其譯は近く隣國の支那を見まするにも偶々英雄豪傑と申して非常の人物が世に出で四海を一統し帝國を創め數代の間後嗣が遺業を繼襲するも不幸にして暗君が出来ますと忽ち政令が弛廢し國亂が興りそれ又附込み野心を逞ふする者が民心を煽動して當時の政府を顛覆し己れ取て代ります支那歴代の興敗と皆を同一轍でムります又佛國の如きも王政興れば忽ち倒れて共和政治とあり又譯て帝國となる等政體の鞏固ならざるは恰も家屋の基礎脆弱なるの如き有様でムります其外東西洋何れの國を見渡すも我帝國の神武天皇御基業以來百二十餘代二千五百餘年連綿たる一系の帝統にて繼承し給ひし如き國柄は有ません是我國體の世界に卓絶せし所以でムります勿論我邦人民の皇室を尊

戴する至誠の篤き恐れ多き事ながら萬世無窮に××××帝統の  
運綿たらんことを祈望するでありませう

(問) 御説の如く我日本帝國は現今は勿論將來幾千万年迄も一系の天  
皇之を統治し給ふこと勿論の義なれば憲法に格別明記せずとも  
宜しいかとも心得ますが其邊の所は如何でふりませうか

(答) 一應御尤の次第でござり升されども斯く憲法を制定し皇室と我  
々人民との約束を極め升た以上はイヤンと明記すべき箇條を明  
記して置きませねば萬一後世に至り共和政体も變更すべし杯の  
暴論を吐く狂人ないとも限らねば斯る不祥の言論を防禦するた  
め記載せられしものと考へ升宛と現今の刑法を草案せられます  
時起案者中には我帝國に於て恐れ多くも天皇陛下に對し奉りて  
危害を加へんとする狂暴者もあかるべければ其個條は取除く可  
しと主張する方ありましたに刑法に明文無きものは如何なる所

(問) 爲たりとも其罪を辭せずとの原則あれば萬一斯る大不敬者あり  
とも斷言出來ねば正條を明記すること善けれどこの議論より明記  
せしとの事を承り升たがソレと同様にて我國を變更して共和政  
体と成さん等の暴論者は毛頭無いでござりませうが萬一を慮虞  
りて明記約束せし立法者の精神あらんと思ひます

(答) 立法者が一系の天皇云々を憲法に明記せし精神は粗了解致し升  
たが序でに現今各國政府の異同を御咄し下されたし

(問) 先づ現今世界中重立たる國にて我帝國の二十三年以後の如く憲  
法を立てし君民同治の政体と英吉利獨逸澳地埋伊太利荷蘭普魯  
西西班牙葡萄牙瑞典白耳義丁林布哇等又して魯西亞支那等は君  
主獨裁國なり又た共和政体の重立たるは佛蘭西北米合衆國瑞士  
等にてありませう

第二條 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

(問) 本條の皇室典範とは如何なる物を記載し皇位の皇男子に限れる理由又天皇の儲貳は皇子の在らせられざる時は皇位繼承の順序は奈何ある振合でありますか御説明を仰ぎ升

(答) 皇室典範とは皇位繼承の事皇族の事皇室財産の事等總て皇室に關する事項を記載せし記録書やうのものならんと思ひ升元來此皇室典範は憲法其他の諸法律と同時に御頒布在らせらるゝと承はりましたるが今日公け又發布せられずとの御事なれば詳細の事は了かりませんが早晩御公布の事と思ひ升ソシテ皇統は男子に限るとの理由も典範の公布後ならでと判然致しませんが古へは我國にも皇統男子在せられざる際は往々女皇在位の事ありしかど是れは一体變則にて正統は皇男子に限るとの事は正史を閲しても判然致し升若し儲貳に皇子一人も在らせられざる時は皇族の中の男子が皇位を繼承する事と思ひ升今般宮内省達第二號

にて皇族列次を定められ皇族列次は實系の遠近に従ひ皇位繼承の順序は據ると違せられましたも其一例であり升又た海外各國にても英國などは現今女帝であり升が魯西亞などは皇嗣は男子に決めてあるそらでムリ升

第三條 天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス

(問) 神聖にして侵す可らずとは奈何なることを意味せしものにてござり升か尋ね申します

(答) 天皇之最も尊貴最も神聖なるものなれば御稜威を冒瀆奉る可らずとの事にして往昔よりも我國にては皇は十善神は九善と申す諺もあり日本帝國臣民たるものは幾微の言論も帝室に及ぶこと之憚り謹しむべきこと、申すべく殊に憲法の制定し君民共治の政体となぐし今日なれば政事上よ就ては殊更ら皇室と臣民との嚴界を立置さる可らず外國にても英國などは世界に比類なき完

全の立憲王國にして冒論も又最も自由なれども臣民の王國を尊  
戴すること古來より深厚の慣習を生じ政事上の責任を擧げて時  
の内閣大臣に歸し王室は唯だ内閣大臣と國會議院との軋轢甚し  
き時中間に入り調停を試みるに過ぎず即ち臣民が王室を敬愛す  
るの衷心より政事上激烈の争ひも圓く治まることあるは畢竟萬  
國に卓越したるの良慣習を申すべく彼の獨逸若くは魯西亞の如  
く動もすれば攻撃の鋒を帝室に向け甚しきは君主の身体に危害  
を加へんとするの狂暴者を現出するに至るを顧として帝室と人  
民と政事上の嚴界あきに由らずんばならずされば我邦前途の良  
策は何れの方向を取るべきやと云はゞ無論英國の良慣習を採用  
すべく幸ひに我臣民の皇室を奉戴尊敬するの度は英國に幾層倍  
するをもて益々此の良習を養成し愛君報國の念慮を熾んならし  
め政事上の責任等は全く内閣大臣に歸し萬一にも怨望を皇室に

歸し奉るやらの不祥あること無く何所迄も天皇は神聖にして侵  
す可らざるの實を擧げらるんと國家百千年の大計にして亦た帝  
國臣民たる者の正に勉め盡すべきの義務なるべしと思考する所  
であり升

第四條 天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此ノ憲法ノ條規ニ依  
リ之ヲ行フ

(問) 國の元首として統治權を總攬するとは如何なる意義でムリ升す  
か

(答) 國の元首とは一國の頭とか惣大將と申すものにて猶ほ一家に主  
人ありて家内の事柄を一切總て取扱ひ店座に旦那ありて店中の  
諸事を支配する如く日本帝國は天皇陛下と稱し奉る元首あり  
て帝國全体統治權を總べ給ひ内閣大臣より以下百官有司ありて  
陛下に服従して政務を取扱ふこと主人の命令を聽き家族と夫々

の働きをなし且那の指揮を承はりて庶者の庶事を執り行ふと同  
 様にて尙之を擴て言へ、君民共治の國柄も君主專制の國体も皆  
 な一國の主權を總括する君主の在らざるはなく共和政治を行ふ  
 亞米利加合衆國の如きも大統領なる者ありて人民より公選せら  
 れて一國の政權を統べ國中を代表すされど一國を代表して主權  
 を行ふには憲法てふ約束書あらざれば不都合の如何れの文明國  
 にも憲法ありて主權者と人民との分限を規定したるなり例せば  
 鴻池とか三井とか云ふべき舊き素封家にては多くの番頭支配人  
 を召使ふに一種不文律とも云ふべき家の憲法めきたるありて秩  
 序の整然たることと他の乱蕪雜駁なる新店の比に非ず又た現今  
 我國の「ロスチャイルド」ども云ふべき豪商三菱會社社長岩崎彌之助  
 氏は一種の社憲を制定し數多の社員は之に依違ひ社務を取扱ふ  
 と聞くされば我國も昔日とは違ひ憲法を制定し國會を開設した

るより以後は全國の主權を總攬し給ふ天皇陛下も此の憲法に明  
 記したる個條に據り萬事を處理し給ふ最も大切なる事柄でござ  
 ります

第五條 天皇ハ帝國議會ノ協贊ヲ以テ立法權ヲ行フ

(問) 國家を組織するに之立法行政司法の三大權より成立り三大權は  
 鼎の三足の如く一を欠いでも一國の組織上に差支ふると承りま  
 したが憲法御發布後は天皇陛下も總ての諸法律を御制定遊ばさ  
 るに一、帝國議會へ御相談相成るとでムりますか且三大權の譯  
 合を詳細承り度う存じます

(答) 此條目の一國を組織する上に就き最も大切なる個條であり升仰  
 せの如く立法行政司法の三大權と鼎の足の如く何れを缺ても不  
 都合であり升が就中立法權は政事の本源であり升から最も大切  
 でムり升今之を分解すれば立法權と之諸法律を制定する根本に

て其役割は第一天皇陛下第二樞密院第三貴族院及衆議院又九府縣會市町村會等も立法部であり升次に行政權とは立法部の制定したる法律に據り政務を處辦する官衙にして内閣及び内務大藏等の諸省府縣廳市町村役場等であり升次に司法權と又立法部の制定したる法律に基き裁判事務を執行する所にして即ち大審院諸裁判所等を言ふのであります天皇陛下は是等三大部の元首となり諸權を總攬し給ふ事なるが是迄は君主獨裁とて一の法律を敷き條例を頒ちますにも人民に御相談なく勝手な執行遊ばされしも憲法を發布し國會を開かれし後は帝國議會とて我より總代として選舉したる國會議員の集會所へ一々御相談ありて事々物々其協賛とて議員等が善いとか悪いとかの意見を御採用遊ばし御執行在らせらるゝ儀にて取も直さず我々臣民が天皇陛下の御相談相手となる譯でムリ升

第六條

天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ス

(問) 法律を裁可し公執行を命ずるの場合と如何なる手續あるか承り申たし

(答) 本條之法律條例を頒布し及び執行するの手續を規定たるものにて例へば一の法律條例を頒たんとせば先づ當局官衙に於て起草委員を起し起草せしめ夫より樞密院なり帝國議會へ議案として下付し是等の立法部よ於て充分討論審議の上更に内閣の議を経て陛下の御手元へ差上れば陛下は之を御親閱御批准在らせられ御名を記し御璽を鈴し國務大臣へ御下付相成ると始めて法律規則となり一般に公布せられ同時ニ行政部に屬するものは行政官衙司法部に屬するものは司法官衙をして執行せしむることにて其公布執行を命ずるの事は一國の元首たる天皇陛下に屬する主權でムリ升

第七條 天皇ハ帝國議會ヲ召集シ其ノ開會閉會停會及衆議院解散ヲ

命ス

(問) 帝國議會を召集し開會閉會停會を命じ及び解散を命ずるの手續は如何承り度うムリ升

(答) 例年帝國議會即ち貴族院(上院)衆議院(下院)とも開會の時期に至れば天皇陛下より兩院の各議員を召集し夫々開會の式を擧げ勅語を以て其趣意を御達しあり豫算其他議會に於て討論審議すべき議案を下付あらせられ閉會の砌も同様閉會式を擧げさせらるゝなり尤も非常の事件出來せし時等は政府の都合より依り開會中何時たりとも十五日以内にて議院の停會を命ずることを得又た衆議院の言論國家の治安に妨害あるの場合とか著るしく議院法又之法律規則に背反する時若くは下附の議案を審議せざる杯の場合よ於ては天皇陛下は衆議院を解散して更に選舉を行はさす

るの事柄を言ふのでムリ升

第八條 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄ヲ避タル爲メ緊急ノ必要ニ由リ帝國議會閉會ノ場合ニ於テ法律ニ代ルヘキ勅令ヲ發ス此ノ勅令ハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出スヘシ若議會ニ於テ承諾セサルトキハ政府ハ將來ニ向ヒテ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スヘシ

(問) 本條の公共の安全を保持し又は其災厄を避くる爲め緊急の必要よ由り帝國議會閉會の場合よ於て法律に代るべき勅令を發すとは如何なる場合を指すものや御説明を乞ふ

(答) 例へば内乱外變事件の生出する時乃ち去る明治十年鹿兒島に於て西郷隆盛が反旗を擧がへしたる西南事件の如き十五年に起りたる朝鮮談判の如き若くは琉球事件の如き臺灣征討事件の如き内國に事變の生出或は外國に交渉して内は人民の安寧秩序を保



持し外は外國に對して日本國の面目と獨立を全ふせざるを得ざる場合等又地異天變にて乃ち知る十八九年大洪水或はこれら病の流行せし時の如き國民の衛生を保ち財産に保護を加ふべき等政府當然の職務を行ふべき費金支出を求むる緊急必要の場合あるも帝國議會閉會の時に際し臨時に議員を召集し居ては時機を失するの虞れあるを以て此場合に於ては法律に代るべき勅令を發して臨機應變の處置を施し爲すのであり升併し乍らこれは全く臨機の處分なるゆへ次の通常國會を開く時更に議案として議會へ提出し議會の意見を御尋ねに相成りますされど若し議會に於てその勅令は不必要であると効能の無い事であると異議を立て或は出費を拒む時には政府は將來に向ひて先きの臨機の勅令之効力を失ひ成立ざる旨を人民に公けに告げ知らすのであり升是れ之國會其物たるや我々人民を代表する最も貴重のもの

であり升から政府も之れを重んじ一國の元首たる天皇陛下の勅令たりとも國會の承諾せざる者は効力を失ふことを公然布告し決して政府の御都合のみを主張ことはなりませぬこと等が君主獨裁時代と憲法制定の後とは人民權利の消長に大に相違のある所でムります

〔問〕 第七條の處で伺ひ漏しましたが衆議員には解散を命ずることあるに貴族院には解散の事なきは如何でムり升

〔答〕 成程御尤です其譯は衆議員は即ち下院にして人民の代議士のみ集會する場所なれば解散を命ずるに差支なければも貴族院即ち上院は皇族華族等を以て組織するが故實際に差支へる所由であり升

第九條 天皇ハ法律ヲ執行スル爲ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又ハ發セシム但シ

命令ヲ以テ法律ヲ變更スルコトヲ得ス

(問) 本條には法律を執行する爲めに云々必要なる命令を發し又は發せしむ但命令を以て法律を變更する事を得ずとあり升が法律と勅令と命令の區別は如何で御座り升か

(答) 法律と勅令と命令の區別を申せば法律とて日本帝國臣民の一般に遵奉すべく權利義務の繋る所であり升ゆる其制定式も最も鄭重を要し帝國議會開設後は一々議會の決議を経ねば効力ありませぬが勅令は第八條にもある如く緊急必要の場合にては法律に代へ發布し次の議會期に提出して議會の承諾を得る物にて臨時に發令出來ます故法律より遙か力の弱きものであり升又命令に至ては更に力の薄きものも是れ命令を以て法律を變更するものと出來ぬと明記したのでムリ升

第十條 天皇ハ行政各部ノ官制及ヒ文武官ノ俸給ヲ定メ及ヒ文武官

ヲ任免ス但シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ケタルモノハ各其ノ條項ニ依ル

(問) 行政各部の官制及ヒ文武官の職制且此の憲法又ハ他の法律に特例を掲げたるとある特例の場合を承り申たし

(答) 行政各部とは前にも御咄し申せし通り三大權の中なる行政部のことを申すので即ち内閣及内務外務大藏農商務文部遞信等の諸省より府縣廳郡區長市町村長役場等は悉く行政部なり又文官は以上列記の官衙に就職する官吏を云ひ陸海軍の方にては軍事に關係らぬ事務官と文官中へ數へ陸海軍の將校士官兵卒等を武官と致します次に特例云々と申すは例へば此憲法中第五章第五十八條の司法裁判官を終身官となす如し或は文官試験規則の高等官任期法の如き類を云ひますので此等は皆な他の法律に特例を掲げたる條例に依り取扱はる、でムリ升

第十一條 天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

(問) 天皇陛下は兵を出し武を講ずるも平時戰時とも陸海軍の元帥とお成遊ばさる、義でムリ升か

(答) 無論宣戰詔和とも一國の元首たる 天皇陛下の大權は屬するも之にて平時にても陸海軍一体を統帥遊ばし別に近衛兵ありて陛下に直隸致します尤も兵馬の大權は各國とも皇帝國王が統帥する事でありませすが我國も中葉より下りてこそ武門武士なる輩が兵馬の權を總攬しましたが上古は天子親から元帥とあり給ひしことは歴史に職明らかな事でムリ升

第十二條 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

(問) 目下我國陸海軍編制法の大意を承らんことを乞ふ

(答) 兵役は分て常備兵役後備兵役國民兵役として常備兵役は分ちて現役兵及豫備役とす現役は陸軍は三箇年海軍は四箇年として滿

二十歳に至りたる者之も服し豫備役は陸軍は四ヶ年海軍は三ヶ年にして現役を終りたる者之に服す後備兵役は五ヶ年にして常備兵役を終りたる者之に服す國民兵役は滿十七歳より滿四十歳迄の者にして常備兵役及後備兵役に在らざる者之に服す又陸軍現役兵は歩兵騎兵砲兵工兵輜重兵職工及雜卒に區別し海軍現役兵は水兵火夫職工及雜卒に區別す之れ海陸軍編制法の極大畧でムリ升

第十三條 天皇ハ戰ヲ宣シ和ヲ講シ及諸般ノ條約ヲ締結ス

(問) 宣戰講和條約締結とは奈何なる事を指しますにや

(答) 宣戰とは或る事件のため外國との交渉を生じ葛藤を惹起せし時全權委員として日本ならば日本國を代表せし使者を派遣し平和の談判を試みるも不幸にして談判破裂たるに及んでは止を得ず兵力に訴へざるを得ず此時に臨んでは一國の主權者より戰書として

戦の趣意を書したる書面を敵國に送りて戦を挑み且他の平生交際  
際ある條約國へ某國と戰端を開く旨の通知書を送るなり又た戰  
争中たりとも双方の心融合ば互ひに使臣を遣し戦を止め和睦を  
爲す之を講和と云ふ又條約締結とは外國との通商貿易を開かん  
とせば公使は領事等の役人を派出し双方の交誼を修め商業交易  
なす事の條約を締ふなり是皆一國の元首たる天皇陛下の御特  
權に屬するのでムリ升

第十四條 天皇ハ戒嚴ヲ宣告ス

戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(問) 戒嚴とは如何なる事にて其法律の手續を承り度し

(答) 戒嚴とは甲國と乙國と戰端を開きたるに際し我國は局外中立と  
て何れの國へも荷擔味方せず嚴み中立の地位を守る爲めには喧  
嘩の傍杖を打れぬやう海防として周邊の海を警護り邊疆の防禦を

おさゝる可らず其時に方りては戒嚴令と稱する法律を以て其要  
件及び効力を國民に宣告し給ふのであり升

第十五條 天皇ハ爵位勳章及其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

(問) 爵位勳章榮典の區別を承りたし

(答) 爵とは公侯伯子男の五等あり位とは従一位より従九位迄の十七  
階あり勳章とは大勳位より勳八等迄の九級あります何れも華士  
族平民の國家に功勞あり又は顯官に叙せられたる人々に賜與せ  
らるゝ典にして其外孝子節婦等の善行ありて表旌すべきもの資  
金を投じて公共の利益を興せし者等には賞牌金員御盃などを賜  
ふて榮典を恩恵せらるる是等は政府部内に賞勳局なる官衙を設け  
て事務を取扱はれます

第十六條 天皇ハ大赦特赦減刑及復權ヲ命ス

(問) 大赦特赦減刑及復權は如何なる場合に適用するや承り度らムリ

ます

(答) 大赦とて犯罪の事件は幾何大なるにもせよ其人と如何なるにせよ犯罪の性質時勢の變遷等の場合よりして公訴權執行權兩乍ら之を放棄して犯罪事件を不問に附すと言ふ今回憲法發布に際し大赦令を施し國事犯以下の罪人を放免せし如き是あり尤も大赦と國事犯若くは特別犯罪事件も適用して殺人放火強盜竊盜の如き破廉罪には適用するを得ず而して特赦は大赦と性質を異にし犯人を目的とし事件を目的とせざるが故從て其刑を免し若くは之を減等するに止まる其罪を免さず故に大赦は復權を得れども特赦は赦狀中特に記載せざるものは復權を得ざるあり復權とは刑に因て失ふたる公權を回復し再び國民となすの謂にして刑法の第六十三條より第六十四條に規定したる所あり此等の事柄は權利上實に重大の關係を有し裁判上の偏重を平にするものなれば唯

り天皇陛下の勅裁の能くし給ふ所でありませす

第十七條 攝政ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル  
攝政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

(問) 此攝政とは如何なる官職を指すものでござりますか

(答) 攝政とて天皇陛下の崩御ましまし未だ御儲貳の定まらざる間又は陛下の御病惱等にて親しく庶政を聽し召さる時若くは陛下の御幼冲に在ます折なごに之皇族の中より假に陛下の御名代となり天皇の御名を用ひ庶政の大權を行はせらるゝを云ふ尤も攝政の置方に就ては帝室典範に御記録なる事と見ゆ

第二章 臣民權利義務

(問) 憲法中の天皇に屬する條目は前の十七條迄にて伺ひ畢り升たが是より第二章に移りてお尋問申す本章の臣民權利義務とは大要如何なる事を示したるものにや御説明を願ひ升

二十八  
(答) 臣民とは天皇と對したる語にて日本帝國に生息する我々臣民を總稱したる者で有升扱此に獲得す可き正當の權利あれば必ず義務の之に隨ふべき當然の道理にして今日憲法及附屬諸法律の制定頒布ありて我々臣民從來に陪屬せし權利自由を享有するの幸福を占得し報酬として天皇國家に對して臣民たるの義務を盡さざる可らず今本章各條に於て之を規定し其心得を揭示したのでムリ升

### 第十八條 日本臣民タルノ要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

(問) 日本臣民たるの要件を法律に定めたるは其事を鄭重よなせし義でムリ升か

(答) 要件と臣民たる者の權利義務を規定したるものであり升ゆへ法律を以て確定したのであり升

### 第十九條 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ應シ均シク文武

### 官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得

(問) 法律命令の定むる所の資格と如何でムリ升か

(答) 法律命令の定むる資格とは例へば市町村制度に定むる公民の資格を有すれば市町村議員になることを得府縣會規則も定むる納税額を有すれば府縣會議員となる事を得此憲法に規定したる直接税額を有すれば國會議員となることを得ると云ふ如く其他官吏とあるも名譽職に就くも資格さへ失はざれば夫れ相當の酬をなすことを得ると云ふ儀にて均くとは公平といふことを意味せしにて日本臣民たる者は法律命令の定むる所の資格あれば公平に文官武官に任せられ其他何事たりとも公の務に就くことを得るを規定せられたるのでムリ升

### 第二十條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

(答) 兵役の義務たる理由を伺ひ度うムリ升

(答) 人民は租税を政府に納めて生命の安全と財産の鞏固との保護を求め政府は其租税を以て海陸軍を設け其費用を仕拂ひ一國の面目を保ち人民の安全を護るの要に具ふるは當然の義なれども人民たる者亦國家に報ふるの精神なかる可らず是れ兵役の義務ある所以なり西洋人は兵役義務を稱して血税と云ふ此は精血を注ひで國家を報ふるとの義であり升而して我國兵役義務の手續は徴兵令に規定してあり升が本年一月の改正徴兵令に據れば益々國民皆兵の主義を貫ぬかる、ものと見ゆ升が元來我國の人民は徴兵を恐れ嫌ふことヒレヲ病の如し適ま子弟の徴兵適齡に相當すれば當人は素より父兄迄も百方回避の策を講じ臆病神に憑纏れたる如き有様であり升が西洋人等は兵役に就くを護國の義務とし名譽とする事とぞより升元來兵役之破廉耻罪等を犯し公民たるの資格を失ひしものは就くことは出來ませぬ故兵役に就く

は國民たる者の一の名譽なるには相違ムりませぬ

第二十一條 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納税ノ義務ヲ有ス

(問) 納税は無論臣民たるの義務又は相違ムり升まいが其理由を御説明下され度し

(答) 凡そ國家を組織し其獨立を保ち人民の幸福を護る以上は政府の設無かるべからず政府を設くれば官吏の俸給より海陸軍の費用其他必要の政費を要する之無論の義にて臣民たる者と財産生命の安固を保護せらる、報酬として納税の義務を有する之當然の義でムリ升然れども憲法の制定し國會の開設せられたる曉には我々臣民の代議士が議場より出入支出を議し租税の額を定むるの權利を有する義なれば人民も亦た一層納税の義務を厚ふせざるを得ざるの譯合であり升

(問) 序でに現今の税目を御説明下されし

(答) 現今の諸税目は國稅地方稅區町村費所得稅の數種を區別せり而して國稅の種類は地租に係る分田租畑租郡村宅地租鹽田租鑛泉地租池沼租山林原野租雜種地租北海道地租地券證印稅國立銀行稅證券印稅訴訟印紙料北海道水產稅米商會所稅株式取引所稅酒造稅醫藥營業稅製造稅菓子稅煙草稅賣藥稅船稅車稅度量衡稅牛馬賣買免許稅銃獵免許稅海關稅等にして地方稅は地租割營業稅雜種稅戶數割の數目に分ち賦金も二十二年度よりは地方稅中へ組込む事とあれり區町村費は地價割反別割戶數割及家屋割營業割各種割等の數目に分ち所得稅は所得金三萬圓以上二萬圓以上一萬圓以上千圓以上三百圓以上の五項に分ち所得金高の多少に應じて賦課徵收す是れ我國現在諸稅目の概畧をムリ升

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移轉ノ自由ヲ有ス

(問) 居住及移轉の自由と如何なる意義でありませうか

(答) 人々罪を犯し其身の自由を拘束せられざる以上は法律の範圍内よ於て大坂に居るものが長崎へ移轉ふが東京住居の者が大坂に居住せふが銘々の自由勝手てムリ升併し居住移轉にも夫々法律即ち戶籍法等の規定したる所に隨ひ區長戶長等の許可を受け其手續を履行なはねばなりませぬ

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問處罰ヲ受クルコトナシ

(問) 逮捕監禁審問處罰とは如何なる事てムリ升か一々御説分を願ひ升

(答) 逮捕とは人を捕ふることにて監禁とは其身の自由を奪ふて閉籠るを言ひ審問とは其罪の有無を訊問すること處罰とは愈よ罪ありと確定れば法律に當嵌處分する事てムリ升是等は皆な刑法治



罪法に明記ある事でムリ升さて人身の自由と權利及び名譽程世に貴重なる物にありませぬ然るに蒙昧野蠻として世運の開明ない時代又は罪なきに捕はれ冤罪に陥る事が澤山ありまして人身の自由だの權利だのと云ふことは丸で無茶苦茶であり升たが追々文明に進むに随ひ世に法律と云ふものが出来まして善人を保護し悪人を罰する道具が備はりました故文明の風潮に進む程人々自由權利名譽を重んじ升そこで假令い犯罪ありと嫌疑を蒙りても現行犯を除くの外は令状とて何々の罪を犯せしとの嫌疑あるから拘引するとの相當官吏の作りたる書附を示し當人の承知せし上あらでは拘引することを許しません又監禁とて嫌疑者を牢獄へ投れますにも收監状と云ふ書付無くしてならず犯罪の次第を問答するにも罪名を附し處罰するにも夫々治罪法や刑法と云ふ法律書に記録したる手續又據らねば總て効能の無いもの

になり升故又法律書に明記でない事で妄りに人を逮捕監禁審問處罰せふと致しても何所迄も人身固有の自由權利を主張之を拒み妨ぐ事が出来ず事でムリ升

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權

ヲ奪ハルノコトナシ

(問) 法律に定めたる裁判官の裁判を受けるの權と如何でムリ升

(答) 法律に定めたる裁判官の裁判とは前條にも申せし如く審問處罰の手續は總て刑法治罪法等の法律書に明記してあります其の明文に依り執行するのは相當官吏即ち司法警察官檢察官裁判官等の職掌にして他人の干渉すべきものでありませぬ故に民事にまれ刑事もまれ相當裁判官の裁判を受くるは人民固有の權利でムリ升たど如何なる事ありても相當裁判官外の人々は審問を受くるの道理はありませぬ

第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナク

シテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルトユトナシ

(問) 本條の住所侵入及び搜索に付き法律の定むる所とは如何なる事柄なる乎承り申したし

(答) 家宅も亦た人身の自由を同じく貴重なるものにして泰西の語にも家宅は城廓なりと云へり城廓は以て敵人の侵入を防ぐの器具なりとせば家宅も他人の侵入を許すべきものならば故に刑法よりも故なく他人の邸宅住所に侵入するを罰するの明文あり然しおから罪人を藏匿する嫌疑あるに機に後れては逃走するの恐れあるか或は家宅内の現行犯を見認し場合等にと法律は警察官等が家人の許諾無くとも侵入搜索することを許してあります

第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ

侵サルトユトナシ

(問) 信書の秘密と如何御教示を請ふ

(答) 信書とは書翰等を云ふ是又通信往復に關する人々固有の權利なり若し妄りに信書の秘密を發し侵さるゝに至ると交信通誼の便益は地を拂ふて無きに至らん凡そ信書を差押ふるは法律の定むる所に據り法に適したる拿捕又ハ家中搜索の場合を除くの外戰時若くは裁判所の指令に據るに非ざれば之を行ふこと出來ざるものでムリ升

第二十七條 日本臣民ハ其所有權ヲ侵サルトユトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

(問) 本條の第二項にある公益の爲め必要なる處分とは如何なる法律より依りますにや其振合を承り度う存じます

(答) 財産所有權は人身の自由家宅不侵の原則と同様最も貴重のものであります若し財産所有權の鞏固なるをからんか強は弱を凌ぎ

大は小を併せ所謂強い者勝弱い者敗となり社會之勤勉と儲蓄の美德地を抛ふの野蠻悲境に淪まんのみ故に人々正當に獲得したる財産は之を自由に保護するの權利あり政府もまた法律の力をもて國民の財産に安全の保護を加へざる可らず然れども社會公共の爲めに之其權利の一部を殺いでその公益に供するはまた徳義上の事ありと云ふべし即ち鐵道を敷き學校を建る等の場合には家を立退き敷地を出すなどの事を爲さざる可らず若し之を強いて拒まば政府は公用土地買上規則に依り處分する等の場合ある事であり升

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス

(問) 信教の自由とは如何なる事柄にてあるべきや教示を乞ふ  
 (答) 信教の自由とは宗教上の信仰を自由にすることであり升が此信

教自由の事に就ては世上に随分やかましき議論ある問題で有升洋の東西を問はず時の古今を論せず宗教の無い國はありませぬが我國に於ても古來佛敎神敎の二道ある上に近時歐米各國と交際を始先彼の文物を輸入せし同時又彼の宗教即ち耶蘇敎が輸入し参り今日にては數万人の信徒を生じ益々盛大に及ばんとするの模様であり升が此耶蘇敎も徳川時代には切支宗邪敎と稱し國民の信奉するを嚴く禁じてありましたが明治政府となりて以來默許として公然布敎を許すでもなくさりとて差止るでもなく打捨置く姿でありますも耶蘇敎信徒等は同敎の斯く日々盛大に赴くに政府が公許して呉れないは奥歯又物の插まりし如く何れも心地が悪いとして先達ても同敎公許の建議を致せしと聞ましたが政府も今や外國との交際益々頻繁ならんとするの今日何時迄も打捨置くに云ふ考へに出しものにや此度の憲法の明文中に信教の

自由云々を明記せられたし故無論耶蘇教の信教を公認し國民の信奉を自由にしたので有升から佛教者との競争も随分烈しくおらふと思ひ升併し宗教上の事にて彼の羅馬時代の十字軍の如き騒亂が始まり社會の安寧秩序を妨ぐるやうの事出来ましたら信教上に立入り其自由を差止むることもありませうが先づ是等は稀有例外の事でありませうと考へ升尤も此條目は國民風教上随分重大の關係を有するものでムリ升

第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集會及結社ノ自由ヲ有ス

(問) 本條は言論著作印行集會結社等の個條にて最も重大の事と考へます其法律の範圍内のことより外國の例迄詳しう承り度う存じ升

(答) 御尋の如く本條は此憲法中よりも最も大切に注意せねばならぬ

點でムリ升元來國家の文明を進め人民の自由幸福を高めんと欲せば主として言論著作印行集會結社等の取締を寛大にし範圍を自由にし政事上の思想を發達せしめ氣象を高尙は誘導さば國運の泰否民力の消長にも大關係を有します故に言論集會に關する自由程度の高低を視て其國の文明と野蠻とを卜するに足る事でもり升然るが故に歐米各國中にては文明の最も高度なる英吉利合衆國等之言論集會の制裁なくして全く自由であり升が我國に於ても歐米各國の制度文物を採用して追々開化に赴くに隨ひ漸次に言論集會も自由の方針を取られ升現に過般官吏の公に演説するを許し保安條例に由り皇城三里以外に退去を命ぜられし者へ解放の恩典を與へられしも皆な二十三年國會開設の切迫し言論集會の益々必用から起りしものでありませうさりがら開化の度も低く國民代議政体は慣れませぬ也新開條例集會條例出

版條例保安條例等の依然存在して英米各國の如く全然自由を得させませぬと少しは遺憾で有升か乍然此等諸條例法律の中にて範圍を超ゆるざるやう運動しますれば充分の餘地があらふと考へ升況して政府之着々として自由の方針を取り居らるゝ事あれば必要の場合に際しては現今よりは幾何か自由寛大にならふと思ひ升而して歐洲數國に於ける憲法上出版結社の法律を見るに瑞士國にては出版の自由は堅固とす然れ共聯邦の法律を以て出版の弊害を抑制するに必要を定め又結社の目的若くは其會社に使用する方法に於て國禁を犯し若くは國難を醸す可きの狀形なければ結社するの權を有す但し聯邦の法律と結社の弊害を抑制するに必要なる處分を求む云々又葡萄牙國にては凡そ國人は言辭文書を以て其思想を交通し及び監査を受けることなく思想を印刷頒布することを得但思想自由の權を受用するに因り犯す所の罪あり

の時と法律に定めたる時機並に規定に隨ふて其責を受くべし云々又荷蘭國にては國民之各々出版前許可を受ず其思想若くは論説を印刷公行することを得但し法律に對して其責に任すべし云々又赫國にては各民裁判所に對し責に任す可き出版の方式を以て自己の思想を出版するの權を有す又國民は政府の前許を得ずして法律に觸れざる目的を以て會社を結ぶの權を有す云々又伊太利にては出版之自由たり然れ共一の法律に由て惡弊を防制するを得る云々又埃地利亞國にては國民は集會及び結社の權を有す此權の受用は別に之を定む又各人民は法律に定めたる制限を守り言語文字印刷繪畫より自由に其思想を述べるの權を有す若くは刻の自由又監査若くは前許の制限を設けず云々と規定してあり

第三十條 日本臣民ハ相當ノ敬禮ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ

請願ヲ爲スコトヲ得

(問) 請願の自由と日本臣民たる者は夫れ相當の規則を以て履行へば爲し得らる、若てムリ升か又其規則之如何なる手續であり升か承り度う御坐り升

(答) 勿論左様でムリ升相當の敬禮手續を盡し不敬の事さへ無ければ日本臣民たる者は請願の自由權利を有し升此に參考のため去る十五年太政官第五十八號布告請願規則の摘要を載せすれば第一條人民各自の利害に關し行政上の處分を請願せんとする者は左の條規に依るべし○第二條郡區長及戶長職務内の事件は郡區長戶長に請願すべし郡區戶長の指令に服せざる者は府知事縣令に請願し府知事縣令の指令に服せざる者と主務卿に請願し主務卿の指令に服せざる者は太政官に請願する事を得府知事縣令警視總監職務内の事件は府知事縣令警視總監又請願すべし各省卿職務

内の事件は其卿に請願すべし○第三條凡そ請願する者は書面を以てすべし口陳することを許さず○第四條請願書は請願人自ら署名捺印し族籍住所を記す其連名を以て請願する者は各人自ら署名捺印し族籍住所を記し其總代又は請願發起人ある時之其由を肩書すべし○第五條府縣郡區總代又は結社總代の名を以て請願することを得ず但し成法に制定せられたる會社は此限にあらす○第六條請願書を上呈するには代人を以てすることを許さず○第七條請願書之郵便を以て上呈することを得○第八條上司に呈する請願書には其經歷する所の官署の指令書を添ふべし○第十一條太政官の裁可を経たる者之更に請願する事を得ず又裁判所に訴ふることを得ず○第十二條請願を名として行政處分を拒むことを得ず○第十三條凡そ事の建白に屬すべき者は人民各自の利害に係るを以て請願すと雖も受理せず○第十四條行政處

分の既に五年を経たる者は請願を受理せず以下罰則等之等であり升

第三十一條 本章ニ掲ケタル條規ハ戰時又ハ國家事變ノ場合ニ於テ  
天皇大權ノ施行ヲ妨クルコトナシ

(問) 本條の意はたとひ戰時又は國家事變の生出せし場合に於ても國の統治に必要なる天皇陛下の大權を施行せらるゝには妨障を受ぬといふ事でもり升か

(答) 此第二章に掲げある事柄は何れも日本臣民の權利義務に關係を有する最も大切なる條目であり升ゆえ不幸にして戰爭が始まつたり變事が出来ましても國家の安寧と秩序は一日も保もたずてとなりませぬ故國の元首たる天皇陛下が人民の自由權利を保護し國家の靜謐を永遠に保たせらるゝの御心より施行せらるゝ大權は一秒時の間たりとも妨害を受くることは無いのを言ふので

ムリ升

第三十二條 本章ニ掲ケタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸セサルモノニ限り軍人ニ準行ス

(問) 本條又記載せある陸海軍の法令又は紀律に牴觸せざるもの限り軍人に準行すといふ升が陸軍や海軍又從事する人々には一般人民に施行するのと別に法律規則の設けあるのでムリ升か

(答) 此第二章に掲げある所即ち日本臣民の權利義務は日本臣民たる者一般に通じて施行せらるゝものでムリ升が陸軍や海軍に從事する將校士官兵卒等の軍人には軍律軍規として別に制定して軍人のみに施行する法律があり升彼の日本刑法治罪法の如きも別に陸海軍の刑法治罪法ありまして軍人に限り處分し一般の法律は或る二三の場合を除く外は軍人には適用ませぬ其譯は軍人たるものは最も嚴格と靜肅とを要するもので天皇陛下に對し奉りて

忠順の意を表はすは勿論上長官に向ひても恭順の心を持たねば  
ありませぬ殊更政事上の議論をしたり政黨の事に奔走する等の  
事は軍人社會の大禁物であり升然る譯合之前にも申す通り軍人  
は一般に勇氣と恭順が必用也る徒らに生意氣になり上長官と  
に抗抵心が出来ましては肝心の軍律命令が行はれぬやうなるか  
らでムリ升是れば外國でも軍人又施す方法は普通一般でござり  
ます

### 第三章

#### 帝國議會

### 第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス

(問) 帝國議會とは如何なる必用より設立さるゝものなるにや御説明  
を乞ふ

(答) 抑も國に憲法を敷き立憲政体を設立するの要と君主政府敢て國  
權を專らにすることなく必ず人民の代理人を擧げもつて人民

をして國事に參預するの權を盡らしめ且公職を以て確乎不抜の國  
憲を制定し萬般の政務之を遵守り標準として行ふ所の政體を行  
ふを云ふものであり升がさりとて政令制度を設立するには必ず  
其時勢と民情に適當ある者を選ばねばありませぬ若し左無くん  
ば其制度實用に適せず且つ久く存し續く事覺束ないことござ  
ります又開化の増進せる世に適應して最も功益あるべき制度を  
以て若し之れを未開の世に施すとあらば恐らくは管に功益を得  
ざるのみならず却て種々の弊害を招き其勞を空ふするに至り升  
我が日本帝國は東洋の一孤島なれども基業以來二千年東洋の面  
に獨立し寶祚萬歲烈聖相受他も此類を見ざる一種特有の邦國で  
ありますが回顧れば藤原氏政權を擅ひまゝにせし以來政事の權  
柄は常に僮數なる武門の專有と歸し皇室は只虛器とて只御名前  
計の尊位を保たせられ人民は武門武士の奴隸の有様であり升た



が明治御一新の革命は從來の世襲の如く唯々政事の構柄の受授  
 雄族の興亡各家の榮枯のみにあらず全く門地閥閥の惡政を厭ふ  
 て之を破毀したるものにて大に人民が政事と參與の芽を吹出し  
 歐米立憲國の兆しを顯しましたされどもいまだ日本を以て眞實  
 の立憲國と云へませぬ眞實に立憲國と稱するに去る二月十一  
 日即ち憲法發布の日より始まりたる譯で吾々人民は固より後世子  
 孫の末に至る迄此日を一大紀念日として忘れてはなりませぬ而し  
 て憲法中の個條は何れも重要な事件ならざるなき中にも取分け  
 代議政体も最も重要なものは議院の構成で有升議會を構成するに  
 一屆議院として下院のみを以て組織すべしと云ひ上、下兩院を必  
 要とするの兩論ありて英國の如きは現上院を廢止するの論を  
 唱ふるもの往々あり急進論者と競ふて之に附和するの狀あるよ  
 り我國議院の制度も一屆議院にあすべしとの論者あれども苟く

も我邦を以て君民共治の政体に適當するものとせば立憲國に普  
 通なる上下兩院の構成を利とせずや喋々の辯を俟ちません今回  
 制定せられたる憲法にて帝國議院を分ちて貴族院(即ち上院)衆議  
 院(下院)の二つとし各國の成例に従はせしは至當のことにして異  
 議を容るゝ所ありませぬ殊に貴族院は皇族華族勳勞ある者及び  
 學識ある者土地又は工商業に就き多額の國税を納むる者より組  
 織するの制度と普魯西澳地理其他の諸國に模範を取られしもの  
 あるべく實に完全にして適當なるものであると考へ升をして我  
 國も是迄と違ひ憲法が立ち君民共治とて天皇陛下と人民とが  
 共々一國の政治を行ふ事になりましたもる政事に參與ため我々  
 より公選みたる總代人を出席させます之を衆議院と稱しました  
 皇族華族及び勳選せられたる議員の出席する所を貴族院と云ひ  
 國會は此兩院より組織する事でムリ升

(問) 然らば我國の議會は重もに西洋立憲國の制度を採用したのでムリ升か

(答) 左様でムリ升政府に於ても此憲法を制定せらるゝに就ましては久しき以前より外國の法律や習慣を調査し我國の民情風俗に照らし合はせて編製せられたので中々一朝一夕の業であり升まいそうしまして目下代議政体國たる英吉利獨逸普魯西澳地理伊太利荷蘭西班牙葡萄牙瑞典瑞士白耳義丁抹等皆な兩院の組織が普通であり升

第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

(問) 貴族院の組織は皇族華族及び勅任せられたる議員を以て組織するの理由は如何でムリ升か

(答) 其理由は他でもありませぬ均しく是れ帝國議會にして天皇陛下

を助けて立法權の源とある立法院でありませすが衆議院は專ばら人民の總代となり各府縣の選舉區より選出せられたる議員を以て組織せられたる平民院とも云ふべきものでありますれど貴族院は特に皇族として天皇陛下の御一門の方々及び公侯爵として公侯伯子男の五爵を叙せられたる貴顯中にて上部を占むる公侯爵の方々其次席たる伯子男の三爵中より互ひの選舉を以て選まれたる方々國家に勳勞として文官なり武官となりて勳功忠勞あり又は學識に富みたる即ち博士とか學士とかの學位を得られたる學者中より特に陛下より御選みになりたる方々各府縣に於て澤山の土地を持ち或は大商人大工業者の中の最も巨多の國稅を上納する者の中より一人を互に選み其上陛下の御勅選に預かりし方々等より組織たるものにして此貴族院へ列席する方々は衆議院即下院の如く我々人民より選舉する法を用ひず總て天皇陛下より

直接御選みに相成ることでもり升そして愈々來る二十三年國會を開かる、曉には今の元老院を今一段擴張て貴族院の組織にするとの説もあり升衆議院と此通り皇族や貴族や國家に勲勞あるものや學識ある者大地主大工業者中の勲選せられたる方々を以て組織せられたるものなるが故衆議院に於る如く議院の解散を命じて其の會議を止め其議員の職を離れしむるやうのことありませぬ此兩院組織の事は西洋にても立憲國は大體似たり皆つたりの方法でムリ升即ち英吉利の上院は高僧英倫阿爾蘭の僧侶中より智徳學問兼備の高僧官を交代にて出したる者英倫の貴族蘇格蘭及び阿爾蘭の貴族平民中より擧られたる勲選貴族等を以て組織し○西班牙國の元老院は立法議院(下院)を云ふの議長國會に選ばれたると三回に及べる元老議官若くば代議士執政官參議官大教長教長西班牙の貴族陸海軍の大將陸海軍の中將特命全權

大使上等裁判所の議長、上等裁判所に隸屬する裁判官及び檢職の官吏「カスチーイユ」の貴族にして歳入六萬「レオー」ある者、少くとも二歳中直税八千「レオー」を納れ且前年に元老議官代議士州議員及人口三萬ある都府の「アルカド」或は州會若くは商法裁判所の議長に任せられし者等を以て組織し○澳地理の貴族院は年長の皇子、世々貴族院に列すべき爵位を得たる貴族の戸主僧官國事軍事學術等に勲功ありし者巨大の土地所有者等を以て組織し○獨逸の參議院は皇族及び國王の選む所にして終身官に任ずる僚員より組織し○普魯西の貴族院議員は王族、皇帝より貴族に列せられたる者皇帝より勅選せられたる終身議員六個の大學校より推薦たる學士等を以て組織し○伊太利國元老院議員は下院議長皇族國務大臣諸省大臣第一等全權大臣、三年間第二等全權大使たる者大審院長控訴院長、五年間大審院の代言人及大檢事長たる者、三年間

控訴院の一課の上席人たる者海陸軍の大將五年間參議官たる者  
三度參議院の一課の上席人に選まれたる參議官七年間監察官た  
る者七年間學士社會に在る者七年間文部次官たる者勲勞ある者  
及材能徳望ある者財産或は職業に因て三千「ルーブル」以上の直税  
を納むる者等より組織し○荷蘭國上院の議員は邦内に於て直税  
を出すこと最も多き者より選用組織す是れ歐洲立憲國上院組織  
の概畧であり升

第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員  
ヲ以テ組織ス

(問) 衆議院は選舉法の定むる所に依り公選せられたる議員を以て組  
織すとありますは衆議院も町村會議員や府縣會議員の如く選舉  
被選舉とも夫れ々制限のあるは勿論の義と心得ますが念の爲  
め其手續を伺ひます

(答) 本條の選舉法云々の手續は今回此憲法と同時に御發布相成たる

衆議院議員選舉法に詳細に記載して有ますが今其中より重なる  
る個條を挙げれば同法は十四章百十一條より組織せるものにし  
て第一章には選舉區畫を定め三府四十二縣を各數選舉區に分ち  
議員總數二百九十五名を選出せしむると、なし選舉事務は郡市  
の長之を管理し府縣知事之を監督し其の費用は地方税を以て支  
辨すると定め第二章には選舉人の資格年齢滿廿五年以上の男  
子にして選舉人名簿調製の期日より前滿一年以上其府縣内に於  
て本籍を定め住居し仍引續き住居する者同其府縣内に於て直接  
國稅十五圓を納め仍引續き納むる者所得税に付ては同滿三年以  
上之を納め仍引續き納むるものに限る事第三章にて被選人の  
資格は年齢滿三十歳以上の男子として選舉人名簿調製の期日よ  
り前滿一年以上其府縣内に於て本籍を定め住居し仍引續き住居

する者同其府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め仍は引續き納る者所得稅に付ては同滿三年以上之を納め仍引續き納むる者に限ること官内官裁判官會計検査官收稅官及警察官は被選人たるを得ざる事管轄區域内に於ける府縣郡の官吏市町村吏員にして選舉の管理に關係する者神官僧侶教師は何れも皆被選人たるを得ざる事及府縣會議員にして衆議院議員に選舉せられ當選を承諾したる時は府縣會議員を辞すべき事第四章には選舉人被選人とも瘋癲白癡者身代限の處分を受け負債の義務を免がれざる者公權剝奪若しくは停止中の者禁錮の刑に處せられ滿期後又は赦免後滿三年を経ざる者舊法に據り一年以上の懲役若しくは國事犯禁獄の刑に處せられ又賭博犯に由り處刑を受け滿期又は赦免の後滿三年を経ざる者選舉に關する犯罪の爲め選舉權被選舉權停止中の者拘留又は保釋中の者現役の軍人等は何れも皆當選舉

人及被選人とあるを得ざること華族の當主は衆議院議員の選舉人被選人たるを得ざる事第五章には選舉長は毎年四月一日を期し各町村長をして一の投票區域内に於て選舉資格を有するものを調査し人名簿二通を調製して同月二十日迄に其の一通を差出さしめ其寫を五月五日より十五日間に選舉管理の郡市役所若くは區役所に於て縦覽の上若し誤職あらば之を削除するの手續を履行せしめ六月十五日を以て確定期限となすこと第六章には選舉の投票は七月一日を以て之を執行し衆議院解散を命せられたる時之臨時選舉の期日を少くとも廿日以前に公示すべきこと町村長は投票區域内の選舉人より立會人二名以上五名以下を定め三日以前に本人に通知し選舉の當日投票所に參會せしむべき事第七章にて投票は午前七時に始め午後六時に終る事第八章には選舉會は選舉管理の郡市役所若くは區役所に於て開く事投票

の有効無効に關する區別及び投票は六十日間保存すべき事第九章にて投票の最多數を得たるものを當選人となし投票同數なる時之年長者を以て當選人となすこと府縣内に在る當選人の承諾屆出期限十日以内府縣外に在る者は廿日以内となし若し此期限を経過せば辭退者と見做すこと第十章又は議員の任期を四年とし満期後再選に應ずるを得る事補缺議員之廿日以内に選舉せしめ其任期は前議員の任期に依ること第十一章にて投票所の取締に關すること第十二章には選舉に競争して失敗したる者當選人の當選を無効とするの理由ありと認る時は當選人を被告として控訴院に出席することを得べく其場合には原告人は訴状と共に保證金三百圓又は同等の價值ある公債證書を控訴院書記局に預け置き裁判言渡の後七日以内に一切の裁判費用を完納せざる時は保證金より控除す此の訴訟中と雖ども當選人は議院に出席す

るの權を失はざること第十三章には選舉に關する諸般の非行に重禁獄以下の刑を課し及び二百圓以下の罰金を附加する事等を規定し第十四章には初則として市及び島廳に關する選舉の特別法を規定し併せて北海道沖繩縣小笠島は皆將來一般地方制度を進行するに及ばず此の法律を施行せざる旨を制定せられてあります

第三十六條 何人も同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ス

(問) 何人も同時ニ兩議院の議員たることを得ざるは如何なる關係理由ある故でムリ升か

(答) 本條の意は元來貴族院と衆議院は構成組織を異にし甲之皇族華族等の世襲貴族勳勞者學識者等の勸選せられたる終身議員大地主大商工業者等の公選議員を組織せられたるもの乙之人民より公選せられたる議員より組織せられたるものなるが故隨て其利

害権限を異にす然るに兩議員互ひに相兼ねを得ざるものは其  
 間撞着矛盾するの不都合を生ず可く乃ち衆議院の解散又遂ひ更  
 に改選せざるを得ざる場合又於て解散の事なき貴族院議員の衆  
 議院議員を兼ねるあらば一は議件の有効となり一は無効となり  
 所謂一身二名の不都合あるに至らん故に歐洲立憲國にても或一  
 二を除く外皆な何人たりとも上院下院兩方の議員を兼ねるを得  
 ずと規定してふり升

第三十七條 凡テ法律ハ帝國議會ノ協贊ヲ經ルヲ要ス

(問) 本條の意と凡ての法律は帝國議會の協贊を経ざれば其効力ありし  
 と申すのでふり升か

(答) 本條は第一章第五條の天皇は帝國議會の協贊を以て立法權を行  
 ふと云ふ明文に照應する所の條項であり升凡て法律を立設けん  
 とする時は必ず帝國議會即ち皇族華族勅命に依て任せられたる

議員を以て組立る衆議院とに於ける議會に訓りその協議贊成を  
 經ざればならぬと云ふにあり升何故立法の事と斯の如く鄭重に  
 せらるゝかと云へば法律一たび立てば人民一般に其利害を頭上  
 に蒙ることを免がれぬ故であり升ソシテ元來今日歐羅巴にて憲  
 法を立て居る諸國にては國の大權を立法行政司法の三つに分ち  
 法を立るの權は王と國會の共同にて行ひ立法權は國會と國王に  
 屬す眞確にして易らざるの力を法律に與ふるは國會の同意と皇  
 帝の裁可を必要とする意味を其憲法に英國を除く外載せざるは  
 なく又法律に依て總ての政事を行ふ權は何れの國にても帝王一  
 人に屬す國王は行政權の首長ありと記るし又司法權は皆帝王の  
 名を以て獨立して他より助かず可らざる裁判所よて之を行ふと  
 規定してあり升是迄世の志士論客が新聞に演説に喧しく参政權  
 を人民に與へざる可らずと主唱せし事なるが今や憲法の發布に

際し久しからずして大政に參與する實を擧げ君權と民權との出會ふ所の鈞合を定めし事なれば最も目を注め氣を附け視るべきの條項であります

第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各法律案ヲ提出スルコトヲ得

(問) 本條の意は帝國議會は唯り政府より提出せられたる法律の案文を議するのみならず自身も法律の案文を提出議法するを得るの權利があるを云ふのでムリ升か

(答) 帝國議會の役目は天皇陛下と共同して法を立るの大權を有する場所であり升から凡そ國民の利害に關係を有する程の事件は必ず政府より案文を作りて議會へ廻し議員一同の協議贊成を求められますソシテ議會は唯り政府より廻されたる議案の利害得失を議するばかりでなく議會自身に斯々の事件を法律より作りて布

告したら好からふどか個様な事之打捨置かれぬと氣附きし難々は案文として議會へ持出し議決の上政府へ法律として布告あらんことを請求することが出来す尤も此場合に於ては貴族院より提出する議案なれば衆議院へ廻し衆議院より提出する議案なれば貴族院へ廻し双方打合相談することとをござり升

第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同會期中ニ於テ

再ヒ提出スルコトヲ得ス

(問) 兩議院の一に於て否決したる法律案は同會期中再び提出することを得ずとあるはたとへば明治二十三年議會開設中又提出せし議案の否決せしものは同會期中に再出せず翌二十四年の開會を俟つべしとの意味なりや又通常會期中否決せし議案中にて緊要を要するものは如何處分せらるゝや承りたし

(答) 議院の議事は上下兩院の協議贊成を得ざれば成立ざることは歐



洲各國の議事法に照らすも殆んど同一の定例なり然れども英國  
 巴力門即ち國會の如きは下院の權力上院に超過すること適かに  
 強きを以て下院の決議を上院にて同意せざるに拘へらず通過し  
 て法律となりしこと往々其例なきにわらず曾て英國支那との戰  
 争の事に就き首相より巴力門に議案を出せし時上院其議を不可  
 として首相パルメルストン氏及び其同僚に抵抗せしにパルメル  
 ストン氏は聊か怖るゝ色なく泰然として吾輩縱令ひ上院の抗論  
 を受くるも猶未だ下院の信用を失とざる間は敢て心勞するを要  
 せずと話されけるとなん此一話をもて英國下院勢力の強大ある  
 を証すべし蓋し聞く英國下院の勢力は時の首相及政府をして交  
 迭せしむ之れ他ならず下院と實に全國人民の代理者と云ふべく  
 上院は僅かに其少部分即ち貴族高僧のみの集合体なればなり此  
 を以て急驟の議論を主張する輩は云へらくたとひ形計りの上院

たりども之を存置する以上之下院の議決案は是非とも之が承諾  
 を得ずんば法律の効力を失ふべく寧ろ之を廢して一局議院即下  
 院のみを云ふの組織に改むるに如かずと然れども這は畢竟英國  
 議院の如く民權の發達して責任内閣責任内閣とは政事上の責任  
 は悉く時の國務大臣及び政府に於て負擔し重要議案を國會に下  
 付するも國會之を拒んで否決する時は即ち政府が輿論の信用を  
 失ふたるの証徴なれば内閣大臣は袂を聯ねて辭職することなり  
 の制度確立せし國柄に於て之を言ふ可くさりながら以上の議論  
 と曾だに論急進者の理論と止るのみにして實際は英國たりども  
 今日猶ほ二屆議院即ち上院下院の制度を存しある事あれば況し  
 て其他の立憲國は兩院の制度能く上下の調和を謀り政權を圓滑  
 ならしむるの利あり既に前條にも述べたる如く衆議院と純粹な  
 る人民代議士の集合体なれば動もすれば言論の過激に涉り治安

を妨ぐるの虞なしとも云ふべからず此時に當りてや皇族華族勅選議員を以て組織されたる貴族院は皇室と臣民との中間に立ち上皇室の尊榮を保ち下臣民の幸福を計畫するの益ありと云ふべし今吾國歐洲立憲國の制度に倣ひ萬世不朽の憲法を立つ上下兩院の帝國議會を組織せられしと固より其所にして法律の議決も兩院會議の上一方に於て否決せし法律案は同會期中に於て再び提出するを得ず次回の開期まで熟計の猶豫を興へられたるものあらんか望むらくば兩院の議員飽迄政事上の徳義を守り互ひに猜忌軋轢の端を開く勿らんことを而して兩議院の一に於て否決したる法律は同會期中に於て再び提出するを得ずとするも事緊急を以て次回の開期を俟つ可らざるものあらば臨時會を開いて審議せしめらるゝの場合あるならんと考へ升又一度否決せしものを再ども三ども提出する時は限りある開會日數實に際限ある可

らず爲めに貴重の金錢と日子を費やし施政の圓滑を鈍らし其結果たる徒に上下官民の不便不利を來さんのみ現に府縣會にて動議の成立たざる爲め一旦消滅せしものを再三提出し所謂意氣張どか負惜どかの頑固主義を言張るものあり此等の弊害は豫じめ嚴重に取締らざる可らず之れ本條を明記せられたるの要點でムり升

第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付キ各其ノ意見ヲ政府

ニ建議スルコトヲ得但シ其ノ採納ヲ得サルモノハ同會期中ニ於テ再ヒ建議スルコトヲ得ス

(問) 第二十九條の兩議院の一に於て否決したる法律案も同會期中に於て再び提出することを得ず云々の事に付兩議院會議の關係及び會期中再提出するを得ざる理由は御説明に依り粗了解いたし升九が本條には兩議院は法律又は其の他の事件に付各々其意見

を政府に建議することを得とあり此法律案の提出と意見の建議とは如何なる相違あるや承り度うムリ升

(答)

法律と人民の權利義務に關し一たび帝國議會にて決議し天皇陛下の勅裁を経たるものと容易に動かす可らざるものなれども其建議又屬するものは法律に比すれば事稍輕易ある方なるが故政府に建議して其採納を受くべしと規定されたのであり升たとへば東京は全國の首府にして天下の人々輻集る地あれば市區を改正して美觀を添え便利を増さる可らす之れをなすは國庫より幾分の補助をなすべしと着手の順序より費用の計算まで設計を立て議會の意見を以て政府に建議するとか或は鐵道を敷設して運輸交通の利便を助くべしとか惡疫の流行するを以て國民衛生のため撲滅豫防の策を施さる可らすとか何にまれ彼にまれ公共の便益社會の公利にして國庫の支出金を以て興設くべしと見

込たる事之議會の意見を以て建議の上政府の採納を仰ぐことを得べしと規定されたるあり併しながら其の採納を得ざる時は假令再度の建議を爲さんとするも同會期中又爲すべからず次の會期に於てすべしと定められしは前條の法律案の再提出と同様にて建議くで時間を空費し議事の圓滑を妨げ種々の弊害を醸すをもて法律は豫じめ注意して明記したのであらふと思ひます

第四十一條 帝國議會ハ毎年之ヲ召集ス

(問) 帝國議會之毎年之を召集するの事柄は別に解釋を須たす能く明瞭でござり升が若し國家に戦争か又は大事變の起りて終年越しも掛りて議會を開くに暇のないやうな萬止むを得ざることもありました節には時機の非常處分をもて議會を召集せない事もありますか

(答) 是等の場合は絶無僅有の事でありまして何とも御答へが出来ま

せぬが假令國家に戦争又は大事變が起りて終年越しも掛ることがあるとも日本帝國と云ふ運命の絶えざる限りは萬機の政務室息の氣遣ひありませねば召集見合すやうなところあり升まい但し萬止を得ざることもあらば政府は何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ずることを得ます又た議會は毎年少くも一回召集すべしとのことは各國の憲法中にも明記してあります其起因は世界中代議政体の根本と云ふべき英國にてエドワード第二世の治世一千三百十二年我正和元年即ち北條氏の季世也に於て巴力門は少くとも毎年必ず一回の會議を爲すべき旨を決定したのが始まりでござり升

(問) 議員召集の手續と如何でござり升

(答) 是れは議院法第一章第一條第二條に規定してあり升が天皇陛下より勅諭を以て貴族院衆議院とも集會の期日を定め少くとも四

十日前に仰せ出さる、事議員は右勅諭にて御差定に相成りし期日に於て夫々の議事院會堂へ集會することに定められてあり升  
(問) 夫れから開院式の手續と如何でムり升か  
(答) 是れは兩議院が成立らし上勅諭を以て議會を開設日を定め兩方の議員を貴族院へ寄合はしめ開院の式を擧げさせらるゝのでムり升

第四十二條 帝國議會ハ三箇月ヲ以テ會期トス必要アル場合ニ於テ

ハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルヘシ

(問) 帝國議會は三箇月を以て會期とするに如何なる目安を以て算出せられたのでムり升か

(答) 是れも歐羅巴各國の國會會期と大体三四ヶ月の間に在ると云ふに據られたのでござりませう今一つは我府縣會の會期は三十日とし區郡分離經濟の府縣は三十七日とするに云ふに權衡を取り

しものと思ひ升勿論國會は府縣會杯とは違ひ日本全國中の大經濟を議する場所でありますから随分日子も費やすから先三ヶ月もか、れば充分でありませうツシテ議事てふものは何れの議會にてもエタ／＼と長延くもので府縣會も開創兩三年間は五十日も六十日も費やして下附の議案を議了せずために冗な費用を使ひしのみならず議會と理事者の間に紛紜を生じ詰り双方の損失又歸し選舉者即ち人民の感情を害することよなりますから政府より府縣會規則を改正して通常開期を三十日郡區經濟を異にする府縣は三十七日と規定せられましたに始の程は會期の短縮し故議事に困難するならんど杞憂致せしが習ふよりは慣れで議員も漸次に議事又通曉し現今にては開期内に總原案を議了し締として餘裕あるやうになりました來二十三年に開設せらる、帝國議會は未曾有の事にて權限も伸濶ことゆる随分混雜を

生じませうがしかし議員は大抵府縣會議員中より候補者に出ませうから左は迄不体裁な事もあるまいと思はれます加之歐羅巴各國今日の國會とても數十年の經驗練磨に因り立派になりしもの、創立の基源又溯ばれば随分大混雜を極先しことは沿革史に徴して明瞭でムリ升

問 然らば若し會期中に議案を議了することの出來ざる時は残りの議案之如何處分せられますか

答 此場合に就ては政府は帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願總ての事柄を議決に至らぬものは後の會に繼續すして議案のまゝ執行します但し各議院とも政府の要求に依り又は其同意を経て議會閉會の間議員中より選舉したる委員をして議案の審査を繼がしむる事であり升

問 能く了解りましたツシテ必要ある場合に於ては勅命を以て之を

延長する事あるべしとありますが必要なる場合とは何のやうなる場合を指すのでありませう

(答) 必要なる場合とは前文の三箇月間の期日は済しも議會が議案建議請願等總ての事柄を議了せず閉會に及ぶ時尙は重要にして是非とも議決を要し其外臨時重要なる議案のある時は天皇陛下の勅命を以て期日を延長す事あるべしと規定されたのでムリ升

第四十三條 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常會ノ外臨時會ヲ召集スヘシ

臨時會ノ會期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

(問) 本條には臨時緊急必要なる場合に於て常會の外臨時會を召集する事を規定してあり升が常會と臨時會との區別を如何やうあるもので臨時緊急とは如何なる意味であり升か今少く了解致し兼ますから一應御説明を願ひ升

(答) 常會とは第四十二條に帝國議會は三ヶ月を以て會期とす云々と規定したるが所謂常會にして常會に於ては歳入として地租所得税

海關税 酒造税 醬油税 菓子税 煙草税 賣藥税 國立銀行税 證券印稅 訴訟用印紙税 米商會所稅 株式取引所稅 船車稅 銃獵免許稅 其他諸手數收納稅等の國庫に收入すべき諸租稅の豫算や徵收方法を立て議案として政府より帝國議會へ差廻しその協議贊成を求め又歳出として帝室費や貴族院衆議院の立法部や内閣大藏内務外務海軍陸軍文部遞信農商務の諸省北海道廳各府縣廳等の行政部や司法省大審院諸控訴院諸始審裁判所諸治安裁判所等の司法部の經費即ち諸官吏の給料及諸給放費廳費杯總て國庫より支出すべき金額の豫算及仕拂の方法を立て議案として政府より帝國議會へ差廻し同斷協議贊成を求め其外國民の利害公共の得失に就き法律として提出し建議として政府の採納を乞ふの事柄を衆議院貴族

院とも議會の意見として議場へ持出したるものを審議し其他諸外國と條約を結び公使領事を派遣する等一年中に日本政府の義務として取扱ふべき事件を議會に於て審議するを通常會と云ふ猶ほ府縣會の郡區吏員給料旅費廳中費警察費勸業費病院費教育費道路橋梁修繕費等の一ヶ年中府縣の地方税を以て支辨すべき經費豫算の支出議案又之に對する收入金地價割營業割戸數割雜種税の割賦徵收法等通常經費の收入議案等を通常府縣會にて審議する如きの類なり而して臨時緊急の必要ある場合ととたへば天變地異とて大洪水の出で全國各地の人類畜類を毀害ひ田畑土地を荒蕪し飢饉の起りて餓斃者の道路を横はるとかコレラ病流行病の流行して死亡者の澤山に生ずるとか或は國內に一揆暴動の起こり若くは外國と葛藤を生じたる等の場合一國の獨立を保ち治安を固くし人民の生命を保ち財産を護るなど急速の處置

臨時の處分を施さざる可らざるの時に於て之勢ひ臨時會を開いて議會に詢らざるを得ず其折には天皇陛下の勅命を以て十日間とか三十日間とか議事の日數を定むるの事柄を規定せられたのでムります

第四十四條 帝國議會ノ開會閉會會期ノ延長及停會ハ兩院同時ニ之

ヲ行フヘシ

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停會セラルヘシ

(問) 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會の場合に於て兩院同時に之を行ふの理由を承り度存じ升

(答) 其義は議會開會の節に天皇陛下より來る何月何日を期し貴族院衆議院とも各議員一同出頭すべしとの勅諭の御宣下ありし節其期日まで貴族院の議員は貴族院へ衆議院の議員は衆議院へ銘々

期日を違へぬやう集會せは兩議院とも議會が成立ししをも更に陛下の勅命を以て何月何日帝國議會を開くとの仰せあり次第兩院議員を貴族院へ會同して開院の式典を擧げさせられ又政府の都合に依り何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ずる場合も兩院同時に於てし又開期の延長する場合も兩院同時に於てし總ての議事完了り閉會を行ふ場合にも勅命に依り兩院聯合會に於て之を舉行すたとひ兩院の會場は分離し組織は異なるも開期中の議すべき件は同一にて開會閉會停會とも以上の如く同時期に於てするが故車の兩輪鳥の双翼に於けるが如く個々に離す可らざるを以て總て同時に執行すと規定せられたるものでムリ升

(問) 然らば衆議院の解散を命せられたる時貴族院は同時に停會せらるゝの理由は如何でござり升か

(答) 衆議院解散の事之前にも屢々御咄し申せし通り議院の議事言論過激にして國の安寧治安を妨害するの虞れあるどか甚しく議院の章程を犯し議院の本分を盡さざるどか云ふことの場合に於て全員を解散して議會の効力を全く無くならしむる事もある貴族院も共に停會を命せざれば既に衆議院の解散せられしがため密議討論すべきの議案無かりしからでムリ升

(問) 事の序に歐羅巴立憲國よて行はるゝ議會の開會閉會停會の典例を御咄下されたし

(答) 御尋ねに付き二三の例を御咄し申ませう西班牙國にては國會は毎歲集會して其之を召集し延期し及び會期を中止し或は代議士院を解散する等の權は國王に屬す國王と親ら國會の開會を宣告す否らざれば執政官をして之を宣告せしむ立法院の一を集會せしむる時は必ず其他二院を集會せしむ但し元老院裁判權を行ふ



時は此限よりあらず云々  
 葡葡國にては國王親ら宣する議院の閉會及閉會は毎歳一月二日に於てすべし國王親ら宣する議院の閉會及閉會は兩院貴族院代議士院集合したるの國會又對し其式を行ふべし是時貴族院の議員は右より列し代議士院の議員と左に列すべし前條の儀禮議院閉附の儀並に國王の報照通告文案を作り國王より其意見を議院に報告するを云ふの爲めには議院内務條例に掲ぐる所の規則を闕行すべし云々

荷蘭國にては國會は少なくとも毎歳一回會議を開く通常會期は第九月第三の月曜日に開く國王は自ら須要と思量する時兩院を召集して臨時會議を開く國會の會期は兩院集合の會議に於て國王若くば王の代理官之を開く國王國益のため會期を繼續することを要せずと思料する時閉會するも亦同一の方法を以てす國王

第四十五條

衆議院解散ヲ命セラレタルトキハ勅命ヲ以テ新ニ議員

は兩院又は其一院の解散を命ずる時併せて國會の閉會を命ず云々  
 伊太利にては各院の集會と同時とす一の議院の集會せざる時他の議院のみ集會するは法律に循由せざる者にして其効を有せず云々  
 獨逸國にては皇帝は上院及下院を徵收し或之を開き之を延ばし及之を閉づるの權を有す上院及下院の徵集は毎歳必ず之をあすべし然れども下院を徵集せずして租の事務を預じめ準備するためには上院を徵集することを得べしと雖ども上院を徵集せずして下院を徵集することを得ず上院議員の概略三分一集會を請求するに於ては必ず上院を徵集すべし云々

以上は歐羅巴立憲國二三の場合を摘みて御咄申せしにてムリ升

ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スヘシ

(問) 本條にて衆議院解散を命ぜられし時と勅命を以て新たに議員を選擧せしめ解散の日より五箇月以内之を召集すべしとの旨を規定せられありますが若し衆議院が解散又逢ひしときは數十日を費やし議了せしことも悉皆消滅に属することでありませうか又解散を命ぜられたる議員は後の新選舉に選ばれる、この差支はありませぬか承り度うムリ升

(答) 勿論解散に逢ひました節は前日議し了りたる法律議案建議其他とも總て消滅して効力の無いものになります故に新に勅命を以て解散を命ぜられし日より五ヶ月以内に議員を選み換えさせますさりながら解散を命ぜられし議員なりとて後の選舉に擧げられぬと云ふことはありませぬ何となれば前の議員は解散の一分と共に悉皆洗ひ替へたのでありますから後任議員は皆新顔假ひ

再選さるゝともの人計りを以て組織する譯合でムリ升現に昨年の府縣會にても石川縣や兵庫縣よて解散の事ありまして更に總選舉なせし時も前の議員が澤山に選舉せられました尤も此解散の事と議會に取りては最も重大の事なる故屢々斷行するやうの事ありましては主治者と被治者の間柄を悪しくし遂には疎隔軋蹙の悲しき結果を來す故大に謹まねばなりませぬ外國にても彼の鐵血政略の各ある獨逸の老相ビスマーク公などは國會議員が己れの政略に反對すると直ぐ解散するやうな斷行政略がありませうが英國などは國王の輿論を重んじ議權を尊ぶの徳義心より議會解散の大權を握られながらもメツタに斷行せず殆んど絶無と云ふ程だと承知して居ます我國も今度古今未曾有の大典を敷せられ始めて君權と民權の境界を明かにせられたる千載の一遇の目出度事件の創りし事ゆゑ國會の開けし後も斯る不祥の事の屢

々行これぬやう祈りますすが幸ひも敬聖なる天皇陛下の上になし  
まし賢明ある大臣方の輔け参らし忠順なる臣民の下に在る國柄  
なれば斯ることは萬々絶無の事と保証致します

第四十六條 兩議院ハ各其ノ總議員三分ノ一以上出席スルニ非サレ  
ハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

(問) 凡そ議會の議事は總議員の三分一以上出席するに非ざれば議事  
を開き議決を爲す事を得ずと規定されましたは如何なる理由よ  
り起りしこととムリ升か

(答) 議會の議事は最も鄭重を要すべき事柄であり升ゆる會社の定款  
にでも府縣會町村會の議事細則にでも必ず明記し歐米各國の議  
院法にも夫々半數以上三分一以上と規定してムリ升殊に國會の  
議事に至りては諸法律の制定や其他重要にして人民の權利義務  
に關係する事件を審議する場所なるゆゑ是非とも總議員の三分一

以上の出席せし時よらざれば議事の効議決の力ないど規定し  
たのは至當の事でムリ升たどへは衆議院の議員總數之三百名な  
れば其三分一即ち百名の出席なければ當日の議事を開かず議決  
をなすこと出来ざる譯合でムリ升

第四十七條 兩議院ノ議事ハ過半數ヲ以テ決ス可否同數ナルトキハ  
議長ノ決スル所ニ依ル

(問) 議事の決を取るに過半數を以てする理由は事を鄭重にするに起  
りしにや又可否同數なるときは議長の決する所に依るとは議長  
は議場を整理するの任あるが故議決の權を附せしものによ

(答) 御尋の如く議事の採決も最も大切なるものも過半數即ち當日  
議員百名の出席なれば五千一名以上の同意贊成者なければ議決  
の効力なきものなり之れは元と議事の鄭重を要するより起りし  
法律の精神でムリ升尤も百名の議員にて甲の動議を可とするも

の五十名乙の説を是とするもの五十名なれば宛ど各半数ある議長は甲乙兩動議の中自己の心に可とし是とする説に取極る譯であり升が議長に此取決取極めの權利を委ねたる理由は御説の如く議長は議場を整理するの責任ある故でムリ升

(問) 然らば議長は採決の數に入る事之出來ませぬか

(答) 議長は議決を取極める丈けで議決の數に之入らず故に取決の時其數より取除ることでムリ升

(問) 議會にて議員が動議として意見を提出し同議員の賛成を求むるに之若干人の同意を得たれば議題とありますか

(答) 議員が議案に對し議論を發し及び議院の會議又於て議案に對し修正として議案の文字或之趣意を改正するの動議を發するは二十人以上の賛成を得ざれば議題として成立ることが出來ませぬ

(問) 會議の法に第一議會第二議會第三議會と云ふ文字があり升が之

れど如何なる事を申すのでありますか

(答) 議會とて第一次會第二次會第三次會と云ふと同し事にて第一議會にては大體議即ち議案の大體に付き議事を開き第二議會にては逐條審議即ち第一條より第二條と順々に個條に就き議事を爲し第三次議會にて之確定議即ち第二議會にて議了りし處を今一遍繰返し愈よのどこを取極め議案と此三議會又於てチヤンと確乎なる事でムリ升

第四十八條 兩議院ノ會議ハ公開ス

但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密會ト爲ヌトテ得

(問) 會議の公開とは如何なる事柄にて秘密會とは何等を指して申すにや又た政府の要求又之其の院の議決に依り秘密會となすことを得るとは如何なる場合又於て秘密會となすのでムリ升か

(答) 會議の公開とは字のごとく公けに會議するを云ひ秘密とは公開

の反對にて隠れてコソコソするを云ふ元來議會の事は天下の公  
 け事にて決して私の事にあらず故に會議の節は會議の規則に依  
 り衆人の傍聴を許すのが當然の儀であります彼の裁判所にて刑  
 事の審問を致すにも公然訟庭を開いて衆人の傍聴を許さねば或  
 こ被告人が鷹駢に陥り治罪法の規則に背くの恐れがあります  
 況して議會は社會の秩序公安人民の權利義務に關はる重大の事  
 件を討論審議する曠濶の場所であり升もる公衆の傍聴も許さず  
 秘密にコソコソと行ふと云ふ道理なくまた社會公道の決して容  
 る、所ではありませぬされども事外國に干渉し新に條約を締結  
 ばんとするが軍事の掛引にて臨時の費用を要する故議會へ資金  
 の支出を要するとか或は新に法律を興さんとするも未發の場合  
 に發表しては人心も少からざる影響を被らし政事を施行を妨ぐ  
 るの虞れあると見込し時其外世に公けにあらぬ先きからバツと

しては不都合など考へ付さし事あるの場合等には政府より議會  
 に要求して傍聴を禁じ秘密會議にせし又は議會自身が議事の秘密  
 を要すると心附さし時又その院の決議を以て秘密會とあすこ  
 とを得るなり此秘密會議の事は現今の府縣會に於ても時々ある  
 事にて其折には傍聴を禁じ小會議を催さる、が帝國議會の秘密  
 會議之府縣會の如く小會議と名稱するが將た單に秘密會議と唱  
 ふるが分らざれども兎も角時に取つては秘密會議も免ぬがるべ  
 からざる要用の事と考へられ升ッシテ帝國會議にて秘密會議を  
 行ふの場合之議院法の第七章第三十七條より第三十九條迄の明  
 文に規定してあり升が其手續は議院の議會は以下の場合又於て  
 公開を停むることを得第一議長又と議員十人以上の發布に由り  
 議院全体の至當と見認め可決したる時第二政府より秘密の會議  
 を開くべきの要求を受けたる時而して議長又は議員十人以上よ

り秘密會議になすべしとの發議なしたるときは議長は直さま傍聴人を議場の外へ退去かしめ討論を用ひず可否の決を取るべき事又議事公開の場合には議院の討論審議せしことは書記官が議事録に筆記し又各新聞雜誌にも記載して世に公けにする事を許せども秘密會議の場合には之を印刷刊行して世に公けにすることを許さぬ等の事でありませす

第四十九條 兩議院ハ各天皇ニ上奏スルコトヲ得

(問) 各議院の天皇陛下に上奏し得ることは何か制限法にても設けある事なるや又上奏の手續は如何なるや承はりた、

(答) 各議院の天皇陛下に上奏するに就き格別制限法の設けとては見當り申さざるが議院に於て國家の福利を進め人民の幸福を増すべしと思惟ひ附きたる事柄は何事にても上奏して差支えあかるべし此制を置かれしも臣民の代議士を厚遇するの一端を知るに

足らんか而して上奏の手續は上奏すべき事柄を文書に認め奏呈するか又は議長を以て總代とし天皇陛下の御謁見を請ひ奉呈するか兩様の手續を盡すべし但し議會に於て上奏をなさんと動議を提出するよ三十人以上の賛成者あるにあらざれば議題となす事を得ずとの規定でムリ升

第五十條 兩議院ハ臣民ヨリ呈出スル請願書ヲ受クルコトヲ得

(問) 兩議院へ臣民より請願書を差出すは如何なる手續を要するにや承り度うござります

(答) 帝國議會は即ち日本人民を代表する場所なれば人民より哀願する事あらばこれに呈すると固より當然の事なりとす然れども之を呈出するも又之れを受くるも一定の規則無かる可らず是れ請願手續の必要なる譯合でござり升ソシテ其手續の個條を申せば人民の請願書は議員の紹介に依り議院之を請取ること請願書は

各議院に於て設けたる請願委員に付して調査を命ぜらしむること  
 但し請願書よして規則に合すと認めるときは議長は請願書を紹介  
 せし議員の手を経て之を却け下すると請願委員より請願書を受  
 理すべきと要求の報告あり又は議員三十名以上の要求ある時は  
 各議院は其の請願を會議に附し許すべきや否やを審議すること  
 各議院に於て請願書の旨趣採用するに足るべしとのことを議決  
 したるときは其事柄に對する議會の意見書を付けその請願書を  
 政府に送り場合よりては政府に於て採用せらるゝや否やの報  
 告を求むることを得ること法律により法人法人とは法律にて市  
 町村などを指して無形人と云ふ例之は法律規則に據り衆人が密  
 合て取結びたる銀行會社等のことく其實は人でなければ人も  
 同じやうに土地財産を所有して他人と契約を結び又は之を賣却  
 讓與するの權利あり其權内に於てするとは他より少しも妨害を

なす様の事は亦し又他人に對し債主となり契約上に於て訴訟を  
 起すの權利もあり此等の權利ある故其土地に付いての地租を納  
 め他人に對し負債主となり總て市町村に係る義務は一切之を負  
 擔すべきものとす此權利義務あるを以て法人と見做す也と認め  
 られたる者の外總代の名義を以て請願之各議院とも之を受くこと  
 相成らず我國の憲法は欽定憲法とて天皇陛下の勅裁に由り御制  
 定相成りしものも臣民の嘴を容れ彼是議論すべきものからず  
 憲法を變換ることの請願は各院に於て之を受くべからざるもの  
 のとす請願書を差出す者は總て哀願とて哀を乞ふ願文の体裁に  
 あすべし決して傲慢の言語を用ふべからず若し請願の書面よし  
 て請願の名義に依らず若しくは其式に違ふものは各議院に於て  
 之を受くるを得ざるものとす皇室に對し忠順にして敬禮を守る  
 べきは臣民たるもの、一大義務あり又政府又は議院に對しても

相當の禮儀を守るべきに若し請願書にして皇室に對し奉りて不禮の語を用ひ政府や議院に對して侮り辱かしむるの語を用ふるものは各議院に於て之を受くることを得ざるものとす司法及び行政裁判に命ずるものは天皇陛下の大權に屬するものなり然るに司法及び行政裁判に干し預かるの請願書と各議院に於て之を受くるを得ざるものとす各議院は各々別に請願を受け即ち貴族院へ受くるものは貴族院又衆議院へ受くるものは衆議院へ區別を立て互ひに干し預からざるものとす以上と人民より各議院へ請願書を差出すべき心得手續でござり升

第五十一條 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲クルモノ、外内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

(問) 本條にて兩議院は此の憲法及び議院法又掲ぐるもの、外内部の整理に必要なる諸規則を定むることを得云々とありすが内部

(答)

の整理とは如何なる事を指し稱するものにや御開せ下さりませ貴族院衆議院とも表面即ち表向きの規則は此の憲法の第三章帝國議會の綱を置き第三十三條より第五十四條迄の目を置きたるものと法律第二號を以て公布せられたる議院法の第一章第一條より第七章第九十九條迄が兩院に通じ用ふる所の表面の規則でありすが内部整理規則とは恰ど府縣會の議事細則と同様にて議會の内部を整理するため取設くる規則を云ふので之れは貴族院と貴族院衆議院は衆議院と各々別々に設ける所の事でもり升

第五十二條 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付

院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演說刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ處分セラルヘシ

(問) 本條又規定したる議員は議院に於て發言したる意見及び表決



付き議院外に於ては責を負ふことおけれども自から其言論を演説刊行筆記又は其他の方法を以て世に公にせしとき一般の法律に據り處分せらるゝの理は如何でふりますか御説明あらんことを願ひ升

(答)

此第五十二條に規定せられたる所は議員の資格及び發言の自由權に關係する随分大切な要點でござり升元來代議士たる者と吾々臣民を代表して議席に列なるものにて議員の陳述する所は即ち一般の輿論を代言するものなれば其の權理の大なる代りにと責任も亦深き事とござります然るに議員が嚴肅神聖なる議院内にて發言したる意見及び表決に付き議院外にまで責を負はざる可らざるものとせば議事の權力は實に薄弱なるものと言はねばありませぬ歐羅巴や亞米利加の立憲國にては自由民權の發達殊に高度に達して居りますから議員が議院内の發言權は最も之

(問)

れを重んじ至極嚴重な憲法中に記載しあります且つ議場の整理は議長の職權に屬するゆゑもし議員が言論の規則に牴觸するあらば議長之を制止し注意を加ふべく敢て議院外警察官などの制裁を受くべき道理であります併しながら議員自から意見若しくは議論を議場外に於て公衆に演説したる時又は新聞雜誌等に掲載して公衆に政事上の意見を訴へたる時若しくは刑物として世間に配布公告せし時の如きは人民の代表者にあらず一個人の資格を以てせしことなるゆゑ一般法律の制裁を受けざる可らず即ち演説に就ては集會條例新聞雜誌に就ては新聞紙條例印刷物書冊に就ては出版條例等の法律に遵ひ守るべく將た法律の規定し處に違背するれば夫々の明文に照らして處分を受くる事を免かる可からざるを云ふのであり升  
議場を整理するは議長の職務なりとのことと能く判りましたか

もし議員の言論舉動の穩かならず議長の制止をも聽入ざるとき  
議長の如何處分致しませうか

(答) 議場を整理するに議長職務でムリ升ゆる議員の言論舉動の穩  
當ならざる折には議長より其の議員に向ひ之れに注意を與へ又  
と制止し付聽入らずして疎暴も渉る場合に之を止むを得ず臨場警察  
吏の手を藉り議場外へ退去せしむるの處分を施します

第五十三條 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内亂外患ニ關ル罪ヲ除ク  
外會期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルトコトナシ

(問) 議員は現行犯罪又は内亂外患に關る罪を除く外會期中其の院の  
許諾なくして逮捕せらるゝことなしとありませうが現行犯罪又は  
内亂外患の罪とは如何なる罪の性質なるか又罪を除く外とある  
を見ますると以上の罪に限りては會期中たりとも又議院の承知  
なくとも逮捕して差支なきやう見えませうが如何なる理由でム

り升か御説明を願ひませう

(答) 此第五十三條も議員の身體自由權に付き規定したる大切の條  
でござり升前の五十二條は主に議員の發言に關する權理の事を  
規定し此五十三條には主に議員の身體に關する權理の事を規定  
のでありますがさて國會代議士が議場に立ち我々臣民を代表す  
る以上は代議士の身體は取も直さず日本臣民全体の身體であり  
升から最も貴重に最も自由のものでムリ升故に會期中とて議員  
が天下陛下の勅諭を奉じ召集に應じて議會に列あり議事をなす  
開期中若議員中又罪を犯せしとの嫌疑より警察官檢察官豫審判  
事等より逮捕拘引せんとするも議院の承知なければ濫りに逮捕  
拘引することを許しませず議員其人も逮捕拘引せらるゝとあり  
ませんされども現行犯として現在の場所(嫌疑)非ざるを云ふ法  
律を犯したる言論舉動をなし若しくは内亂として時の政權を執る

大臣を暗殺さんどか政府を顛覆さんどろ又は外患とて外國と交戦中外國に内應して我國陸海軍事の祕密を漏すと加又之外患とて私に外國に向ふて戰端を開かんとする等國事上政事上に付き隠謀密計を企つるなどの場合に於ては議院の開期中たりとも其の承知許諾を受くるを要せず逮捕拘引せられるのであり升何故現行犯罪内乱外患罪に關して斯る例外處分をなすやと云ふに現行犯之當局官吏警察官吏を云ふや關係者の目撃の場所に起りし犯罪なれば急速の處分を施さざれば罪證を消滅しむるの虞あり又内亂外患罪に付ては事重大にして關係する所廣きを以て是又急速の處置を施さざれば治安を妨害するの虞れあり旁た議院の許諾を経る追なき場合あるを以てあれども一通りの嫌疑に係る罪犯は以上の如き急速を要するの必用も少きも必ず議院の許諾を要する旨を規定てムリ升ソシテ現行犯の場合は大休御合點

か参りしと考え升から内亂及外患罪の場合を刑法中より拔萃し御咄致します

刑法 第二章國事に關する罪 第一節内亂に關する罪 第百二十一條政府を顛覆し又は邦土を僭竊し其他朝憲を紊亂することを目的と爲し内亂を起したるものは左の區別に従て處斷す 一 首魁及教唆者は死刑に處す 二 群衆の指揮を爲し其他樞要の職務を爲したる者は無期流刑に處し其情輕き者は有期流刑に處す 三 兵器金穀を資給し又は諸般に職務を爲したる者は重禁獄に處し其情輕き者と輕禁獄に處す 四 教唆に乗じて附利隨行し又は指揮を受て雜役に供したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す 第百二十二條内亂を起すの目的を以て兵器彈藥船舶金穀其他軍艦の物品を劫掠したる者は己に内亂を興したる者の刑に同じ 第百二十三條政府を變亂するの

目的を以て人を謀殺したる者は兵を擧ぐるに至らずと雖ども内乱と同一論じ其教唆者及び下手者を死刑に處す 第二百二十四條前三條の罪は未遂犯罪の時に於て乃ち本刑を科す 第二百五條兵隊を召募し又は兵器金穀を準備し其他内乱の豫備を爲したる者之第二百二十一條の例の照し各一等を減ず内乱の陰謀を爲し未だ豫備に至らざる者は各二等を減ず 第二百二十六條内乱の豫備又は陰謀を作すと雖ども未だ其事を行はざる前に於て官又自首したる者之本刑を免じ六月以上三年以下の監視に付す 第二百二十七條 内亂の情を知て犯人に集會所を給與したる者は二年以上五年以下の輕禁錮に處す 第二百二十八條 内亂に乗じて人の身體財産に對し内亂の目的に關せざる重罪輕罪を犯したる者は通常の刑に照し重きに從て處斷す

第二節 外患に關する罪 第二百二十九條 外國に與して本

國に抗敵し其他本國に背叛して敵兵に附屬したる者は死刑に處す 第二百三十條 交戰中敵兵を誘道し本國管内に入らしめ若くは本國及び同盟國の都府城寨又は兵器彈藥其他軍事に關する土地家屋物件を敵國に交附したる者は死刑に處す 第三百一十一條 本國及同盟國の軍情機密を敵國に漏泄し若し兵隊屯集の要地又は道路の險夷を敵國に通知したる者は無期流刑に處す敵國の間諜を誘道して本國管内に入らしめ若くは藏匿したる者亦同 第三百三十二條 陸海軍より委任を受け物品を供給し及び工作を爲す者交戰の際敵國に通謀し又は其賂遺を收受して命令に違背し軍備の缺乏を致したる時は有期流刑に處す 第三百三十三條 外國に對し私に戰端を開きたる時は有期流刑に處す其豫備に止る者之一等又は二等を減す 第三百三十四條 外國交戰の際本國に於て局外中立を布告したる時

其布告に違背したる者は六月以上三年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す 第三百三十五條 此章に記載したる罪を犯し輕罪の刑に處する者六月以上三年以下の監視に付す以上は刑法の内乱外患罪に對するの明文でござり升がその適例を求むれば彼の明治十五年河野廣仲氏等の高等法院にて處斷を受けたるは内亂罪にして明治二十年大井憲太郎氏等の臨時大坂重罪裁判所にて處斷を受けたる朝鮮事件が即ち外患罪でござり升

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

(問) 國務大臣及政府委員とは如何する職務を執扱はる、方にてござり升か

(答) 國務大臣と内閣に列し天皇陛下を輔佐し奉りて行政の大權を

執行せらる、内閣總理大臣を始め樞密院議長外務大臣海軍大臣農商務大臣司法大臣内務大臣大藏大臣陸軍大臣文部大臣逓信大臣等の方々を言ひ政府委員とは内閣諸大臣其他重立たる役員中より政府の代理官とあり帝國議會へ臨席し政府より議會へ提出したる法律案の説明を爲し若くば議會より政府に對し質問したる事柄に答辯する等の事務を擔任せらる、方を云ふのでござります

(問) 國務大臣及び政府委員の各議院に出席して發言し及び兩議院議員の政府に對し質問する手續之如何でござり升か

(答) 政府より歳入歳出豫算案を衆議院へ提出せられしときは議會に散けたる豫算委員は之を受取りたるより十五日以内に審査を了へ之を議院へ報告すること國務大臣及び政府委員の發言は議會に於ては何時たりとも之を許すべしされども之がために議員の

演説を中止せしむるを得ざること、議院に於て議案を豫算委員に付したるときは國務大臣及び政府委員は何時たりとも委員會より出席して意見を陳述することを豫算委員會にては議長の手を経て議案の説明を政府委員の請求すること、國務大臣及び政府委員の資格あるもの、外會議に於て表決の預らざること、議院事務の必要に依り之を教科に分割し負擔の事件を審査するたりに各部に於て同数の委員を總議員中より選舉し一會期中其任を擔當する常任委員會一事件を審査する爲めに議院の選舉を以て特に付托を受けたる特別委員會を開く時は何會委員長より其主任の國務大臣及び政府委員に報知すべきこと、諸件を以て國務大臣及び政府委員の各下院に出席して發言するの規定とし、兩議院の議員が政府に對し質問を爲さんとするときと三十八人以上の賛成者を以て簡單にして明瞭なる質問の主意書を作り賛成

者と共に連署して之を議長に提出すること、質問主意書は議長より之を政府に送致し國務大臣は直に質問書に對する答辯を爲し又は答辯すべき期日を定め若し都合により答辯を爲さざる時は其理由を明示すること、國務大臣の答辯を得又は答辯を得ざる時と質問の事件に付議員は建請の動議を爲す事を得る等を以て兩議院議員の政府に對し質問を爲す手續を規定められたのでより升

### 第四章

#### 國務大臣及樞密顧問

(問) 第三章に規定せられし帝國議會の條目に就き疑義のある所を逐條御質問申し一々御答ふなりましたにより了解致し升たが是れより本章に移りて質問致し度うござります但し國務大臣の事は第五十四條で御咄しありましたで略しまして政府が樞密院を設置せられし起原より御説を願ひ升我國に樞密院を設置せられしと昨明治二十一年四月二十八

日勅令第二十二號を以て布達されたのでムリ升此樞密院は  
 曾て英國にも設けありまして國王陛下の最高顧問官に供せ  
 られしとの事でムリ升すが今また廢止してありませぬ我國  
 の樞密院と多く英國の制度に倣はれたのだと承りましたッ  
 シテ同院設置の要は特に日本憲法を識して至尊の御諮問に  
 應へ奉るの旨趣でありますが實に國會開設の準備に於て至  
 大至重の關係あるものでありました即ち此度御發布の憲法  
 あり其附帶法律あり皆國家百年の休戚に繫はるもので同院  
 の須要と實に宏大のものであり升勿論此後でも追々御制定  
 の法律は悉く樞密院の諮問を経る事でござります因みに一  
 寸御斷りを申しますは第一章第五條の所にて樞密院を立法  
 院の中へ入れましたは全く誤りにて同院は天皇陛下の諮問  
 に應へ重要な國務を審議する最高顧問府でござり升

(問) 序でに樞密院の官制を承り度存じ升

(答) 了承致しました樞密院の組織其他は左の通でムリ升

樞密院官制 第一章組織 第一條 樞密院と天皇親臨して  
 重要な國務を諮問する所とす 第二條 樞密院は第一議長  
 一人第二副議長一人第三顧問官十二人以上第四書記官長一  
 人及書記官數人を以て組織す 第三條 樞密院の議長副議  
 長顧問官は親任書記官長は勅任書記官は奏任とす 第四條  
 何人たりとも年齢四十歳に達したるものに非ざれば議長副  
 議長及顧問官に任ずることを得ず 第五條 議長と書記官  
 の内を以て秘書官を兼ねしむることを得 第二章職掌 第  
 六條 樞密院は左の事項に付會議を開き意見を上奏し勅裁  
 を請ふべし 一憲法及憲法に附屬する法律の解釋に關し及  
 豫算其他會計上の疑義に關する爭議 二憲法の改正又憲

法に附屬する法律の改正に關する草案 三重要なる勅令  
 四新法の草案又は現行法律の廢止改正に關する草案列國交  
 渉の條約及行政組織の計畫 五前諸項に掲ぐるもの、外行  
 政又は會計上重要な事項に付特に勅命を以て諮詢せられた  
 るとき又は法律命令に依て特に樞密院の諮詢を経るを要す  
 るとき 第七條 前條第三項に掲げたる勅令には樞密院の  
 諮詢を経たる旨を記載すべし 第八條 樞密院は行政及立  
 法の事に關し天皇の至高の顧問たりと雖も施政に干與する  
 となし 第三章 會議及事務 第九條 樞密院の會議と顧  
 問官十名以上出席するに非ざれど會議を開くことを得ず  
 第十條 樞密院の會議は議長之に首席し議長事故あるときは  
 副議長之に首席す議長副議長共に事故あるときは顧問官  
 其席次に依り首席すべし 第十一條 各大臣は其職權上よ

り樞密院に於て顧問官たるの地位を有し議席に列し表決の  
 權を有す又各大臣は委員を差して會議に出席し演説及説明  
 を爲さしむることを得但表決の數に加らず 第十二條 樞  
 密院の議事は多數に依り之を決す但可否平等の場合に於て  
 と會議首席の決する所に依る 第十三條 議長と樞密院よ  
 屬する一切の事務を總管し樞密院を發する一切の公文も署  
 名す副議長は議長の職務を輔佐す 第十四條 書記官長と  
 議長の監督を受け樞密院の常務を管理し一切の公文も副署  
 し會議に付すべき事項を審査して報告書を調製し會議に列  
 し辯明の任に當る但表決の數に加らず書記官會議に於て議  
 事を筆記し及書記官長の職務を輔佐し書記官長事故あると  
 きは書記官之を代理す前項の筆記は出席員の姓名會議の事  
 件質問答辯及議決の要旨を記載するものとす 第十五條



特別の場合を除くの外豫め審査報告書を調製し其會議に必要なる書類と共に之を各員に配達したる後に非されと會議を開くことを得ず議事日程及報告は豫め各大臣又通報すへし 樞密院事務規程 第一條 樞密院は勅命に由り會議に下付せられたる事項に意見を述べ 第二條 樞密院と帝國議會若しくは其一院又は官署又は臣民より請願上書其他通信を受領することを得ず 第三條 樞密院は内閣及各省大臣とのみ公務上の交渉を有し其他の官署帝國議會又は臣民との間に文書を往復し又は其他の交渉を有することを得ず 第四條 議長は樞密院に到達するの事項は書記官長に下付して之を審査せしめ及會議に付すべき事項の報告を調製せしむ議長は必要なりと認むる場合に於て親ら報告の任に當り又は顧問官一人若しくは數人に之を任ずることを得べし

第五條 審査報告書は報告員より之を議長に提出すべし臨時緊急の場合に於ては口頭を以て報告を爲すことを得此場合に於ては其要領を簡短に第八條に記載する件名簿に記載すへし 第六條 議長は審査報告書を整頓すへき期日を限定することを得報告を成るべく速に之を調製して遷延することを許さず内閣は至急を要する事件に付其由を通知し及其實會議の期日と限定することを得 第七條 審査報告書之附屬文書と共に其實會議を開くの日より少くも三日以前之を各員に配達すへし 第八條 件名簿は會議の期日の順序に従ひ之を記入すべし件名簿に記載すべき事項は第一事件の性質第二會議の前次書配達の日時第三其實會議の期日と會議に付すべき各件に就て前項に同じき議事日程を調製し其會議を開くの日より三日以前に各員に通報すべし此通報

は會議の招狀を兼ねるものとす 第九條 樞密院の會議の日時は議長之を定む但各大臣は其日時の変更を求むるを得 第十條 樞密院の會議は左の規定に循由し議長若くは副議長之を整理すべし書記官長又之書記官は其事件の性質を簡明に演述し議決を取るべき要點を辨明す次て各員をして自由に討論せしむ何人たりとも議長の許可を受くるに非されと發言することを得ず討論既又盡るの後は議長より問題を始め左の順序に従ひ表決を爲さしむ第一出席の各大臣第二席順に従ひ列する所の顧問官とす議長の討論に參與するは其自由に属するものとす議決の結果は議長之を言明すべし 第十一條 議事日程に掲載したる事件の會議其當日又終了せざる時は之を他日に延會することを得此場合に於ては更に常例の定式を踐行することを要せず 第十二條

樞密院の會議の意見は書記官長又は書記官表決の結果に依り之を起草し議長の檢閲を請ふべし此意見には理由を付し重要な事件に就て之討論の要領書を附屬すべし反對の議論を主持したる出席員は其表決と其理由とを議事筆記理由書又は要領書に記入せられんことを求むることを得 第十三條 前條の意見は議長より天皇に上奏し同時に内閣總理大臣に通報すべし 第十四條 樞密院の會議の議事筆記之議長及書記官長又は出席書記官之に署名し其正確を表明すべし

第五十五條

國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス

凡テ法律勅令其ノ他國務ニ關ル詔勅ハ國務大臣ノ副署ヲ要ス

(問) 本條には國務大臣の天皇を輔弼し其責に任ずとの旨を記しあり  
 又すが天皇を輔弼し其の責に任ずとの事は如何なる意義ある  
 べきや御説明を仰ぎます

(答) 國務大臣とて第五十四條にて申せしごとく天皇陛下を輔佐し奉りて日本全國行政事務を取扱ふ重なる官員即ち總理大臣を始め各省の大臣方を云ふ而して其の責に任ずると國務大臣方の政事上の事柄は善惡となく大小と無く悉く責任を負ふの義を云ふのであります。が何故に國務大臣が政事上の責任を負ふやと云ふ第一章第三條にも天皇は神聖にして侵す可らずとの旨を明記せり其心は天皇陛下は神の如く御尊嚴を保ち給ふ等なるに紛々擾々毀譽褒貶の輻湊る政事上の事付き其責を帯び給へば恐多くも臣民の彼是議し奉りて自然御稜威を瀆し奉るの恐あれば天皇陛下は政事上の事には超然獨立して關係を斷ち給ひ其代り國務大臣が政事上の責任を悉く負擔するの意で歐羅巴各立憲國も大体同じ事でもり升尤も法律や勅令其他國務に關する詔勅と國の元首として大權を握らせ給ふ天皇陛下の御命令相成る事も

る國務大臣が副署とて總理大臣より各大臣一同天皇の御名の下へ姓名を列ね記すこと、相成ます宛を今度の憲法及び附帶諸法律の勅諭文の奥に御名御璽とある下へ總理大臣伯爵黑田清隆公樞密院議長伯爵伊藤博文公及外八大臣が連名で記名したのと同じ事柄でもり升

(問) 然れば法律勅令詔勅等へ國務大臣の副署をなすは詰り手續の鄭重を要する精神でもり升か

(答) 仰の通り鄭重を要し且効力を確かめるの主意でもります

第五十六條 樞密顧問ハ樞密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢ニ應ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

(問) 本條は前條より詳しく承り升たもあ次の章に就き御説明を願ひ升

(答) 然らば第五章に移りて御咄致します

第五章 司法

(問) 司法とは如何なる事を規定したのでムリ升か

(答) 司法とは立法行政と並ひ行はる、三大權の一にして凡そ國民の違ひ守るべきは云々斯となりとの條目を設け定められたる法律の明文に據り是非善惡を取捌くの權を規定られたのでムリ升

第五十七條 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(問) 司法權は天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふとあります  
が天皇の名よ於てとは如何なる事でござり升か

(答) 法を司とるの權は天皇陛下に属するものあるをもて陛下より夫  
々民事刑事等の法律を執り扱ひ處分を爲す所の役人を御命じよ  
相成れば役員は天皇陛下の御名代となり大審院は太審院控訴院  
と控訴院始審裁判所は始審裁判所治安裁判所は治安裁判所と法

律に定めある所の裁判所が各々事務を分擔て執り行ふ尤も司法  
權は獨立して動かすべからすと云ひ即ち諸裁判所判事方が天皇  
陛下の御名代とあり裁判したる事柄之外より擾し動かすことの  
出來ぬものでありますさりながら人神聖にあらねば過失なしと  
と斷言させぬたどひ天皇陛下の御名代となりたる裁判官が判決  
せしことも或は法律の解釋を誤り或は擬律として斯くの罪はこれ  
くの法律に依當ると法律の明文に據り處分せしことも飛んだ  
間違にて處斷を受けるたる人々が冤枉の罪に陥るり固有の權理  
を失ふては回復のならぬものでありますから裁判所にもそれく  
等級を設け裁判事件の易いのと難かしの重いのと輕いのに  
より下等裁判所と上等裁判所を設け下等裁判所の裁判に不服の  
ものは他の上等裁判所へ控訴上告するを許し可成裁判の公平を  
保ち冤枉に陥るつたり權利を失ふことのないやうに致す事とム

り升

(問) 裁判所の構成とは如何なる事でムリ升か

(答) 裁判所の構成と其組織方を云ふことにて一番上等の裁判所を大審院と云ひ次なることを控訴院と云ひ其次あるを始審輕罪裁判所と云ひ其次に治安裁判所と云ふがおります是等諸裁判所の組織及職務のことと治罪法と云ふ法律書に規定られてムリ升

第五十八條 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具フルモノヲ以テ之ニ

任ス

裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒ノ處分ニ由ルノ外其ノ職ヲ免セラル  
ノコトナシ

懲戒ノ條規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(問) 裁判官は法律に定めたる資格を備ふる者とありますが資格とは如何なる事でムリ升か

(答) 資格とは身柄位柄といふ事にて裁判官之法律に定めてある資格

がなければ不都合だ是非とも之を具ふるものあらざれば裁判官の價値がさいと申すのであります其資格のことは裁判官檢察官書記官とも治罪法といふ法律書にそれく規定られてあり升

(問) 裁判官は刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其職を免せらるゝことなしとは如何でありますか

(答) 裁判處の役人と刑法と云ふ法律書に記したる罪を犯かしてその處分を宣告され又は職務の規則に背き懲戒の處分に逢ひたるの外免職せらるゝとなく一生涯役を勤むる終身官でありますこの裁判官を終身官になせしは外國でも皆同じ事にて第一は法律といふものは随分入組た六つかしいものゝる官職を永くして事務に熟練しむること第二裁判官に最もも入用なる公平の心廉耻の徳を養ひ成さるしむるの必要から起りし事であります本條は第

一章第十條の但書此の憲法又は他の法律に特例を掲げたる云々と云ふに照應し即ち裁判官を終身官とするも此特例に依りたのであります

(問) 懲戒の條規は法律を以て之を定むとありますが懲戒の條規とは如何なるものでござりますか

(答) 裁判官に之裁判官の職務の個條を記したる規律がありませす此規律の明文に背くやうな行ひがありましたらば其規則に依り懲戒或は免職せしむることあるのでムリ升

第五十九條 裁判ノ對審判決ハ之ヲ公開ス但シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ對審ノ決議ヲ停ムルコトヲ得

(問) 裁判所の對審判決之を公開すべしと規定られし意は如何御説明を願ひ升

(答) 對審判決を公開すべしとのことは茲に人あり罪を犯かして裁判所檢事局より公けの訴を起され被告人となり裁判所へ引出され罪の有無を問はれる場合は檢察官が職權を以て社會の原告官となり裁判官に對つて被告人は斯々の所行又因り刑法第何條の罪を犯せしにより云々の正條に照らし處斷ありたしと請求すれば被告人及び辯護人は決して犯せし罪なしとか何とか辯論をなす之れを對審と云ふ其時裁判官は被告人の罪の有無を取亂し法律の正條に照らし言渡をなすを判決と云ふ抑も罪犯を拿捕へて罪の有無を對審判決するは人の名譽權利に直接の關係を有するを以て是非とも之れを公にし衆人の傍聽を許さざれば裁判の公平を失ひ私曲の處分に陷るるの嫌ひあり故に裁判所の對審判決は公に開くべし然らざれば裁判の効力を失ふと明記せり然るに裁判官が治罪法の明文に背き公開せざる場合には被告人より

故障をさし裁判取消の請求を爲し得る旨をも明記してムリます  
されども安寧秩序または風俗と害するの虞れとて犯罪の性質に  
よりてと公衆の傍聴を許せば人心の激昂を生じ政府の處置を怨  
望みて反動心を起し静謐を害ふの恐れある如き前にも述べたる  
内亂外患罪等に付ては往々免かるゝ能とざる事にて是迄も前例  
のある事とさざり升又男女の間柄に關する犯罪に付ては往々醜  
態と言ふも忍びず公衆の之を聴きなば徳義風俗を破ぶるの恐  
ある場合杯には治罪法にて裁判官に傍聴を禁ずることを得るの  
臨機處分を許しあります故其明文に依り傍聴を禁ずるか又は檢  
察官は請求裁判長陪席判事の評議に依り對審を公に開くことを  
停め傍聴を禁ずることを規定せられたのでムリ升

第六十條 特別裁判所ノ管轄ニ屬スヘキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ  
定ム

(問) 特別裁判所とは如何なる裁判所を申すのでムリ升か

(答) 特別裁判所とは治罪法中に定めたる大審院控訴院始審裁判所治  
安裁判所等の通常裁判所にて取扱ふ事件と異り其事柄に限りて  
特別に裁判すべき爲先設けたる裁判所を云ふ即ち内亂外患に關  
する國事上の犯罪皇族とて天皇陛下の御一族の犯罪を取調べ又  
は勅任官とて政府の重なる役人の職務上の犯罪を取調す爲め特  
に設ける高等法院の如きが特別裁判所構成の一部とさざり升

第六十一條 行政官廳ノ違法處分ニ由リ權利ヲ傷害セラレタリトス

ルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ屬ス  
ヘキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限ニ在ラス

(問) 本條には行政官廳の違法處分より權利を傷害せられたる時は  
その訴訟は別に法律を以て定めたる行政裁判所へ訴へ司法裁判  
所の受理する限にわらずとあります行政官廳の違法處分とは

如何ある事柄を申すか其例をお示下されし

(答) 行政官廳の違法處分とて内務省や大藏省や其他各省または府縣廳郡區役所などの行政官廳が人民に對して職務章程に規定せられたる權限を越え不當の處分を施せしが爲め人民が營業上の損失を招き名譽に毀けられ權利を害はれしとてその行政廳の長官を相手取り司法裁判所外別に設けられたる行政裁判所へ訴ふる時は行政裁判所は之を受附べきも司法裁判所は管轄違ひのものなれば之を受取る可らずといふのでござり升人民より行政官を訴ふることは目今でも度々あります近頃一例を擧げれば過る頃大坂府下河内國茨田郡長二郡八十ヶ村の人民が該郡長を相手取り不當の工事費金追徴處分取消の訴へを裁判所へ持出したる類でムリ升さりながら現今我國にては行政裁判所の設けありませぬ故司法裁判所即ち控訴院が假りに行政裁判所の事務を取扱

ひますゆゑに人民が行政官を相手取り行政上の訴へを起すには訴狀を控訴院へ差出ます之れは畢竟行政裁判所の設けなきゆゑ假りに司法裁判所が受理する事ゆゑ訴へへのありし時に之を一々内閣へ伺ひ出で其指揮を受け始めて訴件の審問に取り掛り升シカシ斯る憲法に別に法律を以て定たる行政裁判所の裁判に屬すべきものは司法裁判所に於て受理するの限にわらずと規定せられたる以上之只今の如く行政上の訴へを司法裁判所即ち控訴院で受理するやうな變則法は遠からず廢止して別に歴然とした行政裁判所を設置さるゝでござりませう

### 第六章 會計

(問) 會計とは如何なる事柄を申しますか

(答) 會計とは所謂入を計りて出るを支ふる經濟勘定の事を云ひます凡て一家の中に之一家相應の出入勘定ありて營業をな



し渡世を送ると同じく一國には一國の大經濟ありて入るものを計りて出るを支ふるの道が無くてはなりません今此會計は日本全國一ヶ年中租税の取立から官員の給料より政務萬般の入費仕拂の方法等を規定られたのでムリ升

第六十二條

新ニ租税ヲ課シ及税率ヲ變更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

但シ報償ニ屬スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ收納金ハ前項ノ限ニ在ラス

國債ヲ起シ及豫算ニ定メタルモノヲ除ク外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スハ帝國議會ノ協贊ヲ經ヘシ

(問) 本條第一項の所に租税を課し及び税率を變更する云々及び第二項但し書の手報に關する行政上の手数料とは何事を指示しました

にやお伺ひ申し升

(答)

租税とは土地又は商業工業所得等の高下貧富に應じて割賦徴收し以て國中萬般の政務の費用を支ふるものなるが是迄取立たる高にては國庫にて大藏省にて取扱ふ勘定場へ入金が少ないもゑ新規な名目を設け年貢を取立るを新に租税を課すると云ひ税率を變更するとは例之今迄酒造に賦課せし造高壹石四圓の處を四圓五拾錢に變るとか地租は地價百分の二分五厘なりしを二分五厘減し改むるとか税高を變へるを云ふ右の如く新たに租税を取立て税高を變更する時に法律を以て之を定むることを云ふのでありますソシテ第二項但書の報償に關する行政上の手数料及び其他の收納金とは例之郵便切手代電信料版權免許料商標意匠專賣登記料官設鐵道運賃地所賣買讓與登記料等凡て便利を達し權利を保護せらるゝの報償として人民より政府へ差出すものを行政

上の報償手数料と云ひ鐵道、鑛山、紡績所、造幣局、造船所等の官設事業より收納る益金等の如きは第一項の如く必ずしも法律を以て之を定むるの限りにあらずと云ふのでござり升

(問) 第三項に國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔とあるべき契約を爲す云々とありますと如何する事柄でござり升か

(答) 國債とて海陸軍を擴張するとか鐵道其他の事業を興すとか其他公益上必須の事柄に付資金を要する時政府より人民より金員を借入れ證書を渡すを國債と云ふ其國債を起し政費に必用の豫算金高を定めたるを取除く外國庫負擔の契約とて人民が成る事業を起すに付大藏省にて取扱ふ勘定金の中より資金の幾分を出し補助して遣ふと約束をなすことと帝國議會即ち貴族院衆議院の協議賛成を経べしとの事を云ふのであります

第六十三條 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メサル限リハ舊ニ依リ之ヲ徴收ス

(問) 本條に現行の租税は法律を以て改めざれば舊に依り徴收すとあるを見れば國會を開きても法律で變へなければ同じ事に取立ると云ふ事でござり升か

(答) 御説の通でムリ升本條は第六十二條を受けて記した條目にて現行の租税とて唯今即明治二十二年度の豫算に由て取立て居る年貢と法律を以て之を變へなければ帝國議會開設の後とて舊來の慣行に依り徴收するを云ふのでムリ升

第六十四條 國家ノ歳出歳入ハ毎年豫算ヲ以テ帝國議會ノ協贊ヲ經

ハシ  
豫算ノ款項ニ超過シ又ハ豫算ノ外ニ生シタル支出アルトキハ後日帝國議會ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

(問) 國家の歳入歳出の豫算と如何なる義でムリ升か

(答) 國家の歳入とは日本全國中一年中の租稅其他より大藏省管轄の國庫へ收入する金高を云ひ歳出とは同く吏員の給料及び政務取扱上の費用に拂出すの金高を云ふ豫算とは一年中の入て來るものと出るものとを一々詳細關係を擧げ豫計し先きへ見込を付け其の表を作り帝國議會即ち貴族院衆議院へ提出し議員の協議費成を経る事でござり升

(問) 第二項の豫算の款項に超過し又之豫算の外に生じたる支出ある時云々とありますは如何でござります

(答) 款項とは關係と云ふ事で豫算の表に内國稅關稅免計及手數と稅目の大綱を書くが款項は内國稅の中に地租所得稅國立銀行稅と其内譯を記すのを項と云ふ此の款項の字は歳入の部へ用ひ歳出と科目と記しまた超過すとは本年廣歳出の見込高は幾何と豫算

表の款項を記すなれどそれより餘計に増すことあるを言ふソシテ以上の如く豫算の表を作りて政府より議會へ提出しその協議贊成を得て夫々取立て遺擲に着手した所で何か事件の生出し費用の意外に當りてことあらば最初に見込を立てたる豫算より外に支出として金を出せなければならぬ場合ありませう斯やうな場合には後の日に至り政府より帝國議會の承知を求めねば政府が專擅に取扱ふ事柄からぬ故必ず議會の承知を求むるを要すと規定られたのでムリ升

第六十五條 豫算ハ前ニ衆議院ニ提出スヘシ

(問) 豫算は前に衆議院へ提出するの理由は如何でござり升か

(答) 其理由之歐羅巴亞米利加之各國もても豫算案は先づ下院へ提出するが當然でござります故我國にても斯く極られたのでありませう其手續之政府は歳入歳出の總豫算を經常として常々極まつて

ある費用と臨時として事ある節に臨んで入る費用の二つに大部分をなし各部分中に於て前にも述べたる款項として夫々の個條に區分付けチャノと豫算の表を調製て兩議院中先前より衆議院へ提出すると衆議院にて之を審議し次に貴族院へ差廻し兩院の協議賛成を経議事完了りて其年度中に關する豫算案議事の手續盡るるのでござります

第六十六條 皇室經費ハ現在ノ定額ニ據り毎年國庫ヨリ之ヲ支出シ

將來増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝國議會ノ協賛ヲ要セス

(問) 皇室經費とは如何なるものや御説明を乞ふ

(答) 皇室經費とは天皇陛下皇后陛下皇太后宮陛下皇太子皇女より御一門皇族方に關する御入費にして此御入費は皇室典範にて皇室の御事を書きたる御記録中に定めたる皇室會計法の方法により御治定相成たる極り高に依り毎年國庫より賄はすを云ふ尤も此の

皇室の御入費は將來増し高を要する場合の外之帝國議會の協議賛成を経るに及ばずとのことなり何故皇室の御入費は増額を要する場合の外は議會の賛成を経るを要せぬやと云ふに畏れ多くも一天萬乘の君主たる天皇陛下及御一門に係る御入費をば快ろよく納め奉るが臣民たる者の義務にして彼是購を容れ議論を排さむ事柄も非ざる故でござります

第六十七條 憲法上ノ大權ニ基ツケル既定ノ歳出及法律ノ結果ニ由

リ又ハ法律上政府ノ義務ニ屬スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝國議會之ヲ廢除シ又ハ削減スルコトヲ得ス

(問) 憲法上の大權は基ける既定の歳出及法律の結果に由り又は法律上政府の義務に屬する歳出とは如何なるものでござりますか

(答) 憲法上の大權に基ける規定の歳出とは日本帝國憲法に定めたる

天皇陛下の大權を施行し給ふ立法司法行政大小官吏の俸給海陸軍費皇室費其他の費額を定むる歳出を云ひ法律の結果に由りとは例へば憲法の制定に基き新たに貴族院衆議院の帝國議會を組織構成せば其費用を要するを法律制定の結果に由り歳出の費目を生ずるものを云ひ政府の義務に屬するを内外國債の元金利息を償還し賞勳年金恩給金等國庫に借入せし金銀の返済臣民の功勞者へ給與する手當金の如き政府より仕拂ひすべき義務を有するものを云ふ是等の歳出費目は政府の同意を得ざれば帝國議會が恣ひまゝに之を廢め棄て又は削り減らすことを得ずと規定せられたるのでござり升

第六十八條 特別ノ須要ニ因リ政府ハ豫メ年限ヲ定メ繼續費トシテ帝國議會ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

(問) 本條よゝ特別の須要に依り政府と豫じめ年限を定め繼續費とし

云々とありますが特別の經要費とは如何なるものを指して申すこととござりますが御説明下されたし

(答)

特別とは格別にと云ふと同じ意味にして政府が經常歳出即ち内閣諸省諸院諸局各府縣廳等の官吏俸給廳費其他の如き年々種々つて豫算に組込ものと異なりて或は東海道鐵道の如き五年とか七年とかの年限を定め海防費にて大砲を鑄砲臺を築くため又は港灣を設くるが如き國內の防禦や運輸の便を開く等の類にてたどへば豫定の總額を千萬圓工事の年限を五年とし内二百萬圓宛を年々支出すると云ふ如く初年より五年迄事業を繼續し續くため要する費用を云ふ是の繼續費は政府より豫じめ年限を定め年々入用の高を書出し帝國議會の協賛費成を求むることを云ふのでムリ升因みに係咄申しますは去る十八年の大洪水にて大坂川々に架けたる橋が流失せし故大坂府廳は五ヶ年繼續の事業として

地方税より出金を致させし事あり是等は地方税繼續費の一斑で  
ムカ升

第六十九條

避クヘカラサル豫算ノ不足ヲ補フ爲メニ又ハ豫算ノ外  
ニ生シタル必要ノ費用ニ充ル爲メニ豫備費ヲ設クヘシ

(問) 避くべからざる豫算の不足を補ふ爲めに又は豫算外の費用に充  
るための豫備費とは如何なる性質のものでござり升か承り度う  
ムカ升

(答) 豫備とは豫じめ備ふる費用と云ふ事にて政府より議會へ提出す  
る豫算は一年中の費用の見込を立て大体は過不及なすやう計算  
せしものあれど世事の變遷は意外の所に起るものも一時豫算  
外に大自ひを生じ又た豫算外の事件出來し俄かに大金の需用を  
生ずることなしとは斷言すべからず故に政府と右等の不足を補  
ひ又は豫算の外に生じたる需用の費金に充るため豫算中に第一

避く可からざる豫算不足を補ふため第二豫算外又生じたる必要  
の費用に充るため豫備費の項目を設けその金額を以て支辨さし  
たるものは年度の過ぎたる後帝國議會へ提出して承諾を求むべ  
しとせし理由でござり升

第七十條

公共ノ安全ヲ保持スル爲メ緊急ノ需用アル場合ニ於テ内  
外ノ情形ニ因リ政府ハ帝國議會ヲ召集スルコト能ハサルトキハ勅  
令ニ依リ財政上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ次ノ會期ニ於テ帝國議會ニ提出シ其ノ承諾ヲ  
求ムルヲ要ス

(問) 本條の公共の安全を保持するため緊急の場合には内外の情形に  
因り政府は帝國議會を召集すること能はざる時は勅令に依り財  
政上必要の處分をなすことを得云々とありませすが其意味を承り  
度うござり升

(答) 本條は第一章第八條の本文に照應して規定せられしものにて日本帝國臣民一般の安寧と利益を保ち又は事の緊要にして急遽を要する事の起りて費金を欲する折に於て内外の情形にて日本内地に干與すること或は外國と關係を生じたる有様より一日も處置に急ぎ議員を召集め議會を開く間合のなき場合に之天皇陛下の勅命を以て國事より必要の費金を出して相當の處分を爲すことあるを云ふでムリ升さりながら是等は誠には差急ぎ止を得ざる臨機應變の別分なれば次の國會を開く節議場へ打出し其承知を受くべしとのことでござります

第七十一條

帝國議會ニ於テ豫算ヲ議定セス又ハ豫算成立ニ至ルトキハ政府ハ前年度ノ豫算ヲ施行スヘシ

(問) 帝國議會よ於て豫算を議定せず又は豫算の成立ざる時之政府は前年度の豫算を施行すべしとは如何なる別分を申すこととぞ

り升か

(答) これは政府より一年中歳入歳出の豫算を立て議會へ提出しその協議賛成を求めても議會が故障を唱へて之れを議し定めず又は議會が之を却け拒みて豫算議案の成立さざる時は政府は止を得ず前年度の高により仕拂ひ取立をなすべしとの旨を規定せられたのでムリ升

第七十二條 國家ノ歳出歳入ノ決算ハ會計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱ニ之ヲ帝國議會ニ提出スヘシ

會計検査院ノ組織及職權ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

(問) 歳入歳出の決算とは如何なることを云ひ會計検査院之如何なる官衙で何様な事務を取扱ひますか

(答) 決算とは豫算に對する語にて豫算は國庫金の歳入歳出に着手せぬ前其高を定めて算用を立るものなれども決算は豫算の條目に

照らして夫々取立て遺拂をなしたりたる結果を決極たるを云ふ  
 この決断は政府より會計検査院として國庫金の事務會計を検査  
 するため設けたる官衙へ差廻し同院にて其取立て遺拂ひの間違な  
 きことを検査し且確かめた上その報告書を作りて決算表と共に  
 貴族院衆議院の兩院へ提出す手續を云ふのでムリ升尤も此會計  
 検査院は一國の會計上には最も大切ある官衙で司法部の裁判所  
 と同様獨立して他の行政官衙などの干渉を受けぬやう歐羅巴の  
 各國にてと取極めてムリ升我國も國會の開設せられたる後は斯  
 くありたきものでムリ升

問 序でに會計検査院の組織を承り度う願ひ升  
 (答) それは左の通の組織でござり升

會計検査院官制 第一條 會計検査院は政府の會計を検査する  
 爲に左の職員を置く院長副院長書記官検査官検査官補屬 第二

條 院長と一人勅任一等とす内閣總理大臣の指揮監督を受け國  
 庫及各廳金錢物品の會計官有財産の増減作業資本別種金保管金  
 抵當品の會計を審査判定し歳出入の決算報告書に對し其當否を  
 證明する事を掌る審査判定及證明の手續に關する検査の規程は  
 別に定むる所に依る 第三條 院長は院中の官吏を統督し奏任  
 官の進退と内閣總理大臣に具狀し判任官以下は之を專行す 第  
 四條 院長と各官廳中一部に屬する會計の検査を其廳に委任し  
 て之を報告せしむるを得 第五條 院長は検査上必要と認む  
 る簿冊書類等を點檢し及主任官吏の辯明を求むることを得 第  
 六條 院長と金庫倉庫及出納の實況其他事業の審査を要するに  
 きと豫め其旨を通知し検査官を其廳に派遣し主務官吏の立會を  
 求むることを得 第七條 院長は會計正當なりと判定したるに  
 きは主任官吏に對し認可狀を下付す其正當ならざるものと該所



局長官も通知し之か處分を爲さしめ又は時宜に依り直に内閣總理大臣に具狀し處分を請ふことを得 第八條 院長は毎會計年度の終りたる後五箇月以内に報告書を調整して前年度の會計成就の検査の功程を内閣總理大臣に上申すべし及需費の成積も就き行政上の意見を開申することを得 第九條 副院長は一人勅任二等とす院長の職務を佐け又は院長事故あるときと其職務を代理す 第十條 書記官は委任とし二人を以て定員とす院長の命を受け文書會計の事を掌る 第十一條 検査官は委任とし十人をも以て定員とす院長の命を受け會計検査の事務を分掌す 第十二條 検査官補は判任とす検査官に分屬して會計検査の事務に従事す 第十三條 屬は判任とす書記官も屬して書記會計の事務に従事す

第七章 補則

(問) 補則とは如何ある事を記るしました者でありますか

(答) 左様であります是れは何れの法律にもあることでありますして其本文中に記るすにも及ばずさればとて記載致しませぬときはすこし疑ひかありますかどもござりまする最も終りの條の明記致しまして憲法中の事項中是れは如何にする者であるかと言へる所を規定致しまして判り能く致したものであります如設へて申すときは皇室典範の改正は帝國議會の議を經る者あるや否やと云ふものをして判明致させました者でござりまする之れをついめまして申しますと本條ほどの必要もありませんなれども又なければならぬ者でござりまする

第七十三條 將來此ノ憲法ノ條項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝國議會ノ議ニ付スヘシ

此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各其ノ總員三分ノ二以上出席スルニ非レハ議事ヲ開クコトヲ得ス出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ得ルニ非サレハ改正ノ議決ヲ爲スコトヲ得ス

(問) 如何なる場合に於て此憲法を改正する必要がありませうか詳しくを聞かせ下されませ

(答) 左様であります今此のお尋ねに依りまして直ぐ様此様の場合が改正の必要でありますと速かよお答へ致します譯には参りませんななせと申しますに憲法之大根元の法典でありまして中々容易に改正等を致すものではありません若し之を改正致しまして好き方ふなりませんればよいが動も致すと不良の結果を來します者であります元此の憲法を制定致しますには政府の官吏が數年の間勉強して編み立てました者で各國の憲法は申すに及ばず我國古へよりの法度典式等を參照致されまして制定なりました者

でありますゆへ人情にも風俗にも適當致して用ゐるでありますされば容易に改正致しますとは奇き筈であります然れども今日の人情や智識風俗などは何年の後に至りましても變ることないと云ふ譯にて参りません智識も次第に進むてましようししますると色々の法律も廢し又之改正致す等のことが出來て參るであります如設て申しますと此憲法にては言論も著書出版も結社集會も法律の規定に従はねば自由にはなりません併しながら是の出版條例や新聞條例又は集會條例等は國民の舉動智識等に依て定められたものでありますゆへいつまでも此の通りであると言ふ譯はありません則ち人民の智識が進歩致しまして言論も穩かになりまして國安を妨くると言ふよふことももなく集會結社著作出版等も粗鬆のこともなくして至極穩かになりましたなれば此のときこそ條例の廢止がでまして自由

よなるでありませふ然るときは此憲法第九條は何とか改正せねばなりません凡て世運の有様につきましましては變ることも時は出来ましようけれども容易にはないものと思ひます  
帝國議會の議を経されば改正の効とありませんか伺ひ度存じます

啓 御尤のお懇ねでありますも此帝國議會と申します者ご貴族院と衆議院とが集りまして成立つ所の一つの國會でムります凡て法律と名の付きまして其効力のあります又は必き帝國議會の議を経ねばならぬと言ふよふものでムりまして立法權の特權ある處を以て考へますと無論議會の議を経ぬときは効力ある者ではありません

第七十四條 皇室典範ノ改正ハ帝國議會ノ議ヲ經ルヲ要セス 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ條規ヲ變更スルコトヲ得ス

問 皇室典範の事之既に承りましたが此の改正は何故に帝國議會の議を経ることを要しませんか  
答 凡そ法律とありまして人民に關係致します者は之を議會に付しまして審議致させますは取も直はさず人民に御相談なるものであります何故御相談なさるであらふかと考へますに法律の善惡は人民の禍福に關係しまする也へ代議院と貴族院とをして議決致させますことであります然れども只今お尋ねの如き皇室典範の如きものは何れも人民の興り知らねばあらぬと申します程の性質あるものではムりません之れと只だ 天皇陛下の御讓位の事や攝政の任に當る者等のことを定めました者にて吾人臣民の利害に係る者ではありません天皇陛下お身内のことは陛下親しく欽定致れまして又樞密顧問官等も御委任致されまして之を定められますとも御都合次第でムります此の如きものであります

て帝國人民一般の利害に關係せぬものとして之をしまして議會の議  
付せぬ譯であります

(問)

皇室典範を以て憲法の條規を變更することを得ずとありませ  
如何なる事を申した者でムリませしか伺ひます  
左様であります是れは中々意味のある條項でありまして樞密  
問官の如き典範の改正等又參與致す者は最も能く注意致しまし  
て常に本條を心に銘して置かねばありません皇室典範と申しま  
す者は皇位繼承の事より隣祚即位成年立后立太子敬稱攝政のこ  
と等に至るまで凡て皇室の典例儀式を記しました者がムリませ  
之を反して憲法は一國の一大法典でありまして吾人臣民の自由  
安寧にかゝること甚だしき者はムリません住居は侵す  
可らずと明記致してあるもへ吾人の家屋は金城鐵壁であります  
なれども是の規定のなきときは洵に危き者でありますよん宗教

(答)

の如き自由ありと言ふときは吾人の權利上大に伸長致しました  
譯でムリませすが之れなきときは制限せらるゝ不都合かムリませ  
出版の如き集會の如きも法律の範圍内に於きましては自由によ  
ることも出来ません然れども若し此の明文のありませんときは  
道理に依りますより外に仕方はムリません住居移轉の如き所有  
權不侵の權の如き皆な吾々の行為に付定めました者であります  
然るを若し典範の改正等の場合に於きまして以上の事を規定し  
て憲法の條項を廢するが如き事はできません憲法は日本帝國の  
組織上元根の大法典で申りませよ此大法典なる者が帝室の規定  
改正の爲に動かさるゝ事がありては其力寔に微弱でムリませ  
憲法は常に皇室典範の鼻息を窺かふよふになり行くでムリませ  
よ臣民の憲法を遵奉致しますも又幾分の弱きを致すことになり  
ゆくでムリませよ何とあれば憲法は典範の變更に依て消長する

第七十五條

憲法及皇室典範ハ攝政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ス

(問) 攝政を置くの間是を變更することを得ずと云ひます是と謂へるのは皇室典範を指して申した者でありますか  
 (答) お尋ねの如く之を變更することを得ずと言ふ是れは皇室典範を指して申した者であります凡そ主權は大皇陛下の特有し賜ふも

第七十六條

法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用井タルニ拘ラス此ノ

のなることは前へより申しました次第でありますが天皇陛下と申しましても幾百年御在世政されると申すこともなく動もすれば崩御致されるでムりますそのとき又於きまして皇位繼承の太子にして御成年遊ばされしときなれば攝政等を置くの必要もありませんか若しも御幼年等の場合がおりますときは攝政を置きて輔弼し奉る者であります也へ攝政中は皇室典範の如き重大なる法典を變更するに之參りませぬ必ず承位の上ならでは變更致すことと出來ぬ者でござります

(問) 攝政中の責めは何人(人)に歸しますか  
 (答) 攝政は申す及ばず天皇自ら之を行はせらるゝも法律の責めはありませぬ皆々國務大臣が其責めに任することでありまして天皇陛下には絶へて法律の責任なきことであります

憲法ニ矛盾セサル現行ノ法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス  
歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七條ノ  
例ニ依ル

(問) 憲法に矛盾せざる現行の法律とは如何なる法律規則でござりま  
すか又た遵由の効力を有すと言へる意義を伺ひます

(答) 凡そ一國の政治を致しますよと種々の法律や命令の必要あると  
でござりまして單純の規則にては一般に適用致すとは到底出來  
る者でとござりませぬ集會條例は言論家の如き者又は最も必要  
でありませぬ併し酒造家や菓子營業者にと餘り必要でとありま  
せん諸稅則の如き諸法律の如き者も其部分に付て必要かある者  
でムりますされば到底政治の施行に付きましては雜多の法令種  
々の規則の必要なりますこととはお分りでありませぬ  
然れども其法令にまれ規則まれ永世之を變更する事はならぬ

と云ふ不接のものではありませぬ時勢人情の變遷に依りまして  
夫れく變更廢改致しますものでムります如設へば未開の時世  
に於きましては集會條例出版條例等の制限も寔に必要なる者で  
あります然れ共人智の進歩其高点に達しましたときは是れ等の  
必要がなきのみならず直ち之れを廢業致しまして自由を興ね  
ばなりません若しも猶ほ憚んで興へませぬときは人民は遂に  
政府を怨望致すよふになりまして風波を平地に起すこと、はな  
りもさます諸稅則の法律の如きに至りましても國庫の模倣によ  
りまして之を廢することもあり又増減致す事もムります何分其  
時勢の必要より致して起る事故必ず之を變更せぬと言ふ譯には  
決して參りませぬ然れば則ち吾人臣民は從來發付致されました  
法律命令には必ず順從して之を遵奉せねばなりません其法律を  
廢するとか亦た之他の法律を以て改正致しましたとまでなけれ

は廢棄したものは言はれませんが今本條を能く考へますに他の法律も明文があり亦此憲法にも規定致してあるときには此憲法に従ふ可きは元よりのことでムるませふされども設令へば住居の移轉は自由なりと云へるが如き法令の以前にありたりと仮りに定めます此の憲法發布せられたときは以前の法令は廢棄に屬しました者にて遯由の効力なきものであります何分此の憲法と行き違はねば遯由の効力依然として存在致しますものでムります

(問) 政府の義務に屬する現在の契約云々とは如何ある義を指したる者でありまするか

(答) 元と此憲法に於きましては歳出入等の經費の如きは帝國議會の協賛を経ることとムります然れども此は只だ憲法實行後の規定であります己て今日までに於て政府の義務に屬する契約及び

命令等は帝國議會の議を経ることなくして義務を盡し終はることであります法律の既往に溯らさることは一大元則でもあり且又是をしも議會に付するものと致しますときは大いに不都合のことが生出す事でありませふ何となれば議會に於て其事件を否決致しまして義務を盡すこと能とざるものとありますときに現に之を契約致したる者即ち當時の政府は如何にして處置を終ることでありませふか自己尙該官の財産を抛て以て之に當らねばならぬ事とあり行くでムりますしよ政務を執行致しまして各自の財産を耗盡致すが如き道理法に背戻したものであります是を以て此の場合の如きは議會を経ぬ者と致しましたものでムります

議院法  
 朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ議院法ヲ裁可シ之  
 ヲ公布セシメ併セテ貴族院及衆議院成立ノ  
 日ヨリ各々本法ニ依リ施行スヘキコトヲ命  
 ス

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

內閣總理大臣	樞密院議長	外務大臣	海軍大臣	農商務大臣	司法大臣	陸軍大臣	文部大臣	逓信大臣
伯爵黑田清隆	伯爵伊藤博文	伯爵大隈重信	伯爵西鄉從道	伯爵山田顯義	伯爵松方正義	伯爵大山正徳	子爵森有造	子爵板本武揚



法律第貳號

議院法

第一章

帝國議會ノ召集成立及閉會

第一條

帝國議會召集ノ勅諭ハ集會ノ期日ヲ定メ少クトモ四十日前ニ之ヲ發布スヘシ

第二條

議員ハ召集ノ勅諭ニ指定シタル期日ニ於テ各議院ノ會堂ニ集會スヘシ

第三條

衆議院ノ議長副議長ハ其ノ院ニ於テ各一名ノ候補者ヲ選舉セシメ其ノ中ヨリ議長副議長ノ勅任セラル、マテハ書記官長議長ノ職務ヲ行フヘシ

第四條

各議院ハ抽籤法ニ依リ議員ヲ數部ニ分割シ每部々長一名ヲ部員中ニ於テ互選スヘシ

第五條

兩議院成立シタル後勅命ヲ以テ帝國議會開會ノ日ヲ定メ兩院議員ヲ貴族院ニ會合セシメ開院式ヲ行フヘシ

第六條

前條ノ場合ニ於テ貴族院議長ハ議長ノ職務ヲ行フヘシ

第二章

議長書記官及經費

第七條

各議院ノ議長副議長ハ各一員トス

第八條

衆議院ノ議長副議長ノ任期ハ議員ノ任期ニ依ル

第九條

衆議院ノ議長副議長辭職又ハ其ノ他ノ事故ニ由リ職位トナリタルトキハ繼任者ノ任期ハ仍前任者ノ任期ニ依ル

第十條

各議院ノ議長ハ其ノ議院ノ秩序ヲ保持シ議事ヲ整理シ院外ニ對シ議院ヲ代表ス

第十一條

議長ハ議會閉會ノ間ニ於テ仍其ノ議院ノ事務ヲ指揮ス

第十二條

議長ハ常任委員會及特別委員會ニ出席シ發言スルコトヲ得但シ表決ノ數ニ預カラス

第十三條

各議院ニ於テ議長故障アルトキハ副議長之ヲ代理ス

第十四條

各議院ニ於テ議長副議長俱ニ故障アルトキハ假議長ヲ撰舉シ議長ノ職務ヲ行ハシムヘシ

第十五條

各議院ノ議長副議長ハ任期滿限ニ達スルモ後任者ノ勅任セラル、マテハ仍其ノ職務ヲ繼續スヘシ

第十六條

各議院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク

第十七條

書記官長ハ勅任トシ書記官ハ委任トス

第十八條

書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ提理シ公文ニ署名ス

書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス  
書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

第十八條 兩議院ノ經費ハ國庫ヨリ之ヲ支出ス

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院ノ議長ハ歳費トシテ四千圓副議長ハ二千圓貴族院ノ被選及勅任議員及

衆議院ノ議員ハ八百圓ヲ受ケ別ニ定ムル所ノ規則ニ從ヒ旅費ヲ受ク但シ召集ニ應セザ

ル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

議長副議長及議員ハ歳費ヲ辭スルコトヲ得ス

官吏ニシテ議員タル者ハ歳費ヲ受クルコトヲ得ス

第二十五條ノ場合ニ於テハ第一項歳費ノ外議院ノ定ムル所ニ依リ一日五圓ヨリ多クサ

サル手當ヲ受ク

第四章 委員

第二十條 各議院ノ委員ハ各院委員常任委員及特別委員ノ三類トス

各議院ノ委員ヲ以テ委員ト爲スモノトス

常任委員ハ事務ノ必要ニ依リ之ヲ數科ニ分割シ負擔ノ事件ヲ審査スル爲ニ各部ニ於テ

同數ノ委員ヲ總議員中ヨリ撰舉シ一會期中其ノ任ニ在ルモノトス

特別委員ハ一事件ヲ審査スル爲ニ議院ノ撰舉ヲ以テ特ニ付託ヲ受クルモノトス

第二十一條 各議院委員長ハ一會期コトニ開會ノ始ニ於テ之ヲ撰舉ス

常任委員長及特別委員長ハ各委員會ニ於テ之ヲ互撰ス

第二十二條 各議院委員會ハ議院三分ノ一以上常任委員會及特別委員會ハ其ノ委員半數以

上出席スルニ非サレハ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得ス

第二十三條 常任委員會及特別委員會ハ議員ノ外傍聴ヲ禁ス但シ委員會ノ決議ニ由リ議

員ノ傍聴ヲ禁スルコトヲ得

第二十四條 各委員長ハ委員會ノ経過及結果ヲ議院ニ報告スヘシ

第二十五條 各議院ハ政府ノ要求ニ依リ又ハ其ノ同意ヲ經テ議會閉會ノ間委員ヲシテ議

案ノ審査ヲ繼續セシムルコトヲ得

第五章 會議

第二十六條 各議院ノ議長ハ議事日程ヲ定メテ之ヲ議院ニ報告ス

議事日程ハ政府ヨリ提出シタル議案ヲ先ニスヘシ但シ他ノ議事緊急ノ場合ニ於テ政府

ノ同意ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二十七條 法律ノ議案ハ三讀會ヲ經テ之ヲ議決スヘシ但シ政府ノ要求若ハ議員十人以上ノ要求ニ由リ議院ニ於テ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ可決シタルトキハ三讀會ノ順序ヲ若略スルコトヲ得

第二十八條 政府ヨリ提出シタル議案ハ委員ノ審査ヲ經スシテ之ヲ議決スルコトヲ得ス但シ緊急ノ場合ニ於テ政府ノ要求ニ由ルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十九條 凡テ議案ヲ發議シ及議院ノ會議ニ於テ議案ニ對シ修正ノ動議ヲ發スルモノハ二十人以上ノ賛成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第三十條 政府ハ何時タリトモ既ニ提出シタル議案ヲ修正シ又ハ撤回スルコトヲ得

第三十一條 凡テ議案ハ最後ニ議決シタル議院ノ議長ヨリ國務大臣ヲ經由シテ之ヲ奏上スヘシ

但シ兩議院ノ一ニ於テ提出シタル議案ニシテ他ノ議院ニ於テ否決シタルトキハ第五十四條第二項ノ規定ニ依ル

第六章 停會閉會

第三十二條 兩議院ノ議決ヲ經テ奏上シタル議案ニシテ裁可セラル、モノハ次ノ會期マテニ公布セラルヘシ

第三十三條 政府ハ何時タリトモ十五日以内ニ於テ議院ノ停會ヲ命スルコトヲ得

議院停會ノ後再ヒ閉會シタルトキハ前會ノ議事ヲ繼續スヘシ

第三十四條 衆議院ノ解散ニ依リ貴族院ニ停會ヲ命シタル場合ニ於テハ前條第二項ノ例ニ依ラス

第三十五條 帝國議會閉會ノ場合ニ於テ議案建議請願ノ議決ニ至ラサルモノハ後會ニ繼續セス但シ第二十五條ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十六條 閉會ハ勅命ニ由リ兩議院合會ニ於テ之ヲ舉行スヘシ

第三十七條 各議院ノ會議ハ左ノ場合ニ於テ公開ヲ停ムルコトヲ得

一 議長又ハ議員十人以上ノ發議ニ由リ議院之ヲ可決シタルトキ  
二 政府ヨリ要求ヲ受ケタルトキ

第三十八條 議長又ハ議員十人以上ヨリ秘密會議ヲ發議シタルトキハ議長ハ直ニ傍聽人ヲ退去セシメ討論ヲ用キスシテ可否ノ決ヲ取ルヘシ

第三十九條 秘密會議ハ刊行スルコトヲ許サス

第八章 豫算案ノ議定

第四十條 政府ヨリ豫算案ヲ衆議院ニ提出シタルトキハ豫算委員ハ其ノ院ニ於テ受取りタル日ヨリ十五日以内ニ審査ヲ終リ議院ニ報告スヘシ

第四十一條 豫算案ニ就キ議院ノ會議ニ於テ修正ノ動議ヲ發スルモノハ三十人以上ノ贊成アルニ非サレハ議院ト爲スコトヲ得ス

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員ノ發言ハ何時タリトモ之ヲ許スヘシ但シ之カ爲ニ議院ノ演說ヲ中止セシムルコトヲ得ス

第四十三條 議院ニ於テ議案ヲ委員ニ付シタルトキハ國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ委員會ニ出席シ意見ヲ述フルコトヲ得

第四十四條 委員會ハ議長ヲ經由シテ政府委員ノ說明ヲ求ムルコトヲ得

第四十五條 國務大臣及政府委員ハ議員タル者ヲ除ク外議院ノ會議ニ於テ表決ノ數ニカラス

第四十六條 常任委員會又ハ特別委員會ヲ開クトキハ每會委員長ヨリ其ノ主任ノ國務大臣及政府委員ニ報知スヘシ

第四十七條 議事日程及議事ニ關ル報告ハ議員ニ分配スルト同時ニ之ヲ國務大臣及政府委員ニ送付スヘシ

第十章 質問

第四十八條 兩議院ノ議員政府ニ對シ質問ヲ爲サムトスルトキハ三十人以上ノ贊成者アルヲ要ス

質問ハ簡明ナル主意書ヲ作り贊成者ト共ニ連署シテ之ヲ議長ニ提出スヘシ

第四十九條 質問主意書ハ議長之ヲ政府ニ轉送シ國務大臣ハ直ニ答辨ヲ爲シ又ハ答辨スヘキ期日ヲ定メ若答辨ヲ爲サハルトキハ其ノ理由ヲ示明スヘシ

第五十條 國務大臣ノ答辨ヲ得又ハ答辨ヲ得サルトキハ質問ノ事件ニ付議員ハ建議ノ動議ヲ爲スコトヲ得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏セムトスルトキハ文書ヲ奉呈シ又ハ議長ヲ以テ總代トシ謁見ヲ請ヒ之ヲ奉呈スルコトヲ得

各議院ノ建議ハ文書ヲ以テ政府ニ呈出スヘシ

第五十二條 各議院ニ於テ上奏又ハ建議ノ動議ハ三十八人以上ノ贊成アルニ非サレハ議題ト爲スコトヲ得ス

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算ヲ除ク外政府ノ議案ヲ付スルハ兩議院ノ内何レヲ先ニスルモ便宜ニ依ル

第五十四條 甲議院ニ於テ政府ノ議案ヲ可決シ又ハ修正シテ議決シタルトキハ乙議院ニ之ヲ移スヘシ乙議院ニ於テ甲議院ノ議決ニ同意シ又ハ否決シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ甲議院ニ通知スヘシ

乙議院ニ於テ甲議院ノ提出シタル議案ヲ否決シタルトキハ之ヲ甲議院ニ通知スヘシ  
第五十五條 乙議院ニ於テ甲議院ヨリ移シタル議案ニ對シ之ヲ修正シタルトキハ之ヲ甲議院ニ回付スヘシ甲議院ニ於テ乙議院ノ修正ニ同意シタルトキハ之ヲ奏上スルト同時ニ乙議院ニ通知スヘシ若之ニ同意セサルトキハ兩院協議會ヲ開クコトヲ求ムヘシ

甲議院ヨリ協議會ヲ開クコトヲ求ムルトキハ乙議院ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス  
第五十六條 兩院協議會ハ兩議院ヨリ各十人以下同數ノ委員ヲ撰舉シ會同セシム委員ノ協議案成立スルトキハ議案ヲ政府ヨリ受取り又ハ提出シタル甲議院ニ於テ先ツ之ヲ議シ次ニ乙議院ニ移スヘシ

協議會ニ於テ成立シタル成案ニ對シテハ更ニ修正ノ動議ヲ爲スコトヲ許サス

第五十七條 國務大臣政府委員及各議院ノ議長ハ何時タリトモ兩院協議會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第五十八條 兩院協議會ハ傍聽ヲ許サズ  
第五十九條 兩院協議會ニ於テ可否ノ決ヲ取ルハ無名投票ヲ用キ可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第六十條 兩院協議會ノ議長ハ兩議院協議委員ニ於テ各一員ヲ互撰シ每會更代シテ席ニ當ラシムヘシ其ノ初會ニ於ケル議長ハ抽籤法ヲ以テ之ヲ定ム  
第六十一條 本章ニ定ムル所ノ外兩議院交渉事務ノ規程ハ其ノ協議ニ依リ之ヲ定ムヘシ

第十三章 請願  
第六十二條 各議院ニ呈出スル人民ノ請願書ハ議員ノ紹介ニ依リ議院之ヲ受取ルヘシ  
第六十三條 請願書ハ各議院ニ於テ請願委員ニ付シ之ヲ審査セシム  
請願委員請願書ヲ以テ規程ニ合ハスト認ムルトキハ議長ハ紹介ノ議員ヲ經テ之ヲ却下スヘシ

第六十四條 請願委員ハ請願文書表ヲ作り其ノ要領ヲ錄シ每週一回議院ニ報告スヘシ  
請願委員特別ノ報告ニ依レル要求又ハ議員三十人以上ノ要求アルトキハ各議院ハ其ノ

請願事件ヲ會議ニ付スヘシ

第六十五條 各議院ニ於テ請願ノ採擇スヘキコトヲ議決シタルトキハ意見書ヲ附シ其ノ請願書ヲ政府ニ送付シ事宜ニ依リ報告ヲ求ムルコトヲ得

第六十六條 法律ニ依リ法人ト認メテレタル者ヲ除外總代ノ名義ヲ以テスル請願ハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十七條 各議院ハ憲法ヲ變更スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第六十八條 請願書ハ總テ哀願ノ體式ヲ用フヘシ若請願ノ名義ニ依ラス若ハ其ノ體式ニ違フモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第六十九條 請願書ニシテ皇室ニ對シ不敬ノ語ヲ用キ政府又ハ議院ニ對シ侮辱ノ語ヲ用キルモノハ各議院之ヲ受クルコトヲ得ス

第七十條 各議院ハ司法及行政裁判ニ干預スルノ請願ヲ受クルコトヲ得ス

第七十一條 各議院ハ各別ニ請願ヲ受ケ互ニ相干預セス

第七十二條 各議院ハ人民ニ向テ告示ヲ發スルコトヲ得ス

第七十三條 各議院ハ審査ノ爲ニ人民ヲ召喚シ及議員ヲ派出スルコトヲ得ス

第七十四條 各議院ヨリ審査ノ爲ニ政府ニ向テ必要ナル報告又ハ文書ヲ求ムルトキハ政府ハ秘密ニ涉ルモノヲ除ク外其ノ求ニ應スヘシ

第七十五條 各議院ハ國務大臣及政府委員ノ外他ノ官廳及地方議會ニ向テ照會往復スルコトヲ得ス

第七十六條 衆議員ノ議員ニシテ貴族院議員ニ任セラレ又ハ法律ニ依リ議員タルコトヲ得サル職務ニ任セラレタルトキハ退職者トス

第七十七條 衆議院ノ議員ニシテ撰擧法ニ記載シタル被選ノ資格ヲ失ヒタルトキハ退職者トス

第七十八條 衆議院ニ於テ議員ノ資格ニ付異議ヲ生シタルトキハ特ニ委員ヲ設ケ時日ヲ期シ之ヲ審査セシメ其ノ報告ヲ待テ之ヲ議決スヘシ

第七十九條 裁判所ニ於テ當選訴訟ノ裁判手續ヲ爲シタルモノハ衆議院ニ於テ同一事件ニ付審査スルコトヲ得ス

第八十條 議員其ノ資格ナキコトヲ證明セラル、ニ至ルマテハ議員ニ於テ位列及發言ノ權ヲ失ハス但シ自身ノ資格審査ニ關ル會議ニ對シテハ辯明スルコトヲ得ルモ其ノ表決

ニ預カルコトヲ得ス

第十六章 請暇辭職及補闕

第八十一條 各議院ノ議長ハ一週間ニ超エサル議員ノ請暇ヲ許可スルコトヲ得其ノ一週間ヲ超ユルモノハ議院ニ於テ之ヲ許可ス期限ナキモノハ之ヲ許可スルコトヲ得ス

第八十二條 各議院ノ議員ハ正當ノ理由ヲ以テ議長ニ届出スシテ會議又ハ委員會ニ闕席スルコトヲ得ス

第八十三條 衆議院ハ議員ノ辭職ヲ許可スルコトヲ得

第八十四條 何等ノ事由ニ拘ラス衆議院議員ニ闕員ヲ生シタルトキハ議長ヨリ内務大臣ニ通牒シ補闕撰舉ヲ求ムヘシ

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其ノ紀律ヲ保持セムカ爲内部警察ノ權ハ此ノ法律及各議院ニ於テ定ムル所ノ規則ニ從ヒ議長之ヲ施行ス

第八十六條 各議院ニ於テ要スル所ノ警察官吏ハ政府之ヲ派出シ議長ノ指揮ヲ受ケシム

第八十七條 會議中議員此ノ法律若ハ議事規則ニ違ヒ其ノ他議場ノ秩序ヲ紊ルトキハ議長ハ之ヲ警戒シ又ハ制止シ又ハ發言ヲ取消サシム命ニ從ハサルトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ終ルマテ發言ヲ禁止シ又ハ議場ノ外ニ退去セシムルコトヲ得

第八十八條 議場騷擾ニシテ整理シ難キトキハ議長ハ當日ノ會議ヲ中止シ又ハ之ヲ閉ツルコトヲ得

第八十九條 傍聽人議場ノ妨害ヲ爲ス者アルトキハ議長ハ之ヲ退場セシメ必要ナル場合ニ於テハ之ヲ警察官廳ニ引渡サシムルコトヲ得

第九十條 傍聽席騷擾ナルトキハ議長ハ總テノ傍聽人ヲ退場セシムルコトヲ得

第九十一條 各議院ニ於テ皇室ニ對シ不敬ノ言語論說ヲ爲スコトヲ得ス

第九十二條 各議院ニ於テ無禮ノ語ヲ用キルコトヲ得ス及他人ノ身上ニ涉リ言論スルコトヲ得ス

第十八章 懲罰

第九十三條 議院又ハ委員會ニ於テ誹毀侮辱ヲ被リタル議員ハ之ヲ議院ニ訴ヘテ處分ヲ求ムヘシ私ニ相報復スルコトヲ得ス

第九十五條 各議院ニ於テ懲罰事犯ヲ審査スル爲ニ懲罰委員ヲ設ク  
懲罰事犯アルトキハ議長ハ先ツ之ヲ委員ニ付シ審査セシメ議院ノ議ヲ經テ之ヲ宣告ス  
各委員會又ハ各部ニ於テ懲罰事犯アルトキハ委員長又ハ部長ハ之ヲ議長ニ報告シ處分  
ヲ求ムヘシ

第九十六條 懲罰ハ左ノ如シ

- 一 公開シタル議場ニ於テ譴責ス
- 二 公開シタル議場ニ於テ適當ノ謝辭ヲ表セシム
- 三 一定ノ時間出席ヲ停止ス
- 四 除名

衆議院ニ於テ除名ハ出席議員三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ決スヘシ

第九十七條 衆議院ハ除名ノ議員再撰ニ當ル者ヲ拒ムコトヲ得ス

第九十八條 議員ハ二十人以上ノ賛成ヲ以テ懲罰ノ動議ヲ爲スコトヲ得

懲罰ノ動議ハ事犯アリシ後三日以内ニ之ヲ爲スヘシ

第九十九條 議員正當ノ理由ナクシテ勅諭ニ指定シタル期日後一週内ニ召集ニ應セサルニ由リ又ハ正當ノ理由ナクシテ會議又ハ委員會ニ出席スルニ由リ若ハ請暇ノ期限ヲ

過キタルニ由リ議長ヨリ特ニ招狀ヲ發シ其ノ招狀ヲ受ケタル後一週内ニ仍故ナク出席セサル者ハ貴族院ニ於テハ其ノ出席ヲ停止シ上奏シテ勅諭ヲ請フヘク衆議院ニ於テハ之ヲ除名スヘシ



衆議院議員撰擧法  
 朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ衆議院議員撰擧法及附錄ヲ裁可シ之ヲ公  
 布セシメ併セテ帝國議會ヲ召集スルノ年ヨリ本法ニ依リ選舉ヲ施  
 行セシムヘキコトヲ命ス  
 御名御璽

明治二十二年二月十一日

遞文陸大司農海	樞密院	內閣總理大臣
信部軍藏法商務	大務大	伯爵黑田清隆
大大大	大務大	伯爵伊藤博文
臣臣臣	臣臣臣	伯爵大隈重信
子爵榎本武揚	子爵森有禮	伯爵西鄉從道
	伯爵大山正義	伯爵井上馨
	伯爵松方正義	伯爵山田顯義

法律第三號

衆議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

第一條 衆議院ノ議員ハ各府縣ノ選舉區ニ於テ之ヲ選舉セシム其ノ選舉區及各選舉區ニ於テ選舉スヘキ定員ハ此ノ法律ノ附録ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 府縣知事ハ其ノ府縣ノ選舉區ノ選舉ヲ監督ス

一 選舉區ノ選舉ハ郡長又ハ市長其ノ選舉長トナリ之ヲ管理ス

第三條 一 選舉區ニシテ數郡市ニ涉ルトキハ府縣知事ハ其ノ郡長又ハ市長ノ一人ヲ命ジ

選舉長タラシムヘシ

第四條 一市ノ域内ニ於テ數選舉區アルトキハ府縣知事ハ區長ヲシテ其ノ選舉長タラシムヘシ

第五條 選舉ニ關ル費用ハ地方稅ヲ以テ支辨スヘシ

第二章 選舉人ノ資格

第六條 選舉人ハ左ノ資格ヲ備フルコトヲ要ス

第一 日本臣民ノ男子ニシテ年齡滿二十五歲以上ノ者

第二

選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ本籍ヲ定メ住居シ仍

引續キ住居スル者

第三

選舉人名簿調製ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上

ヲ納メ仍引續キ納ムル者

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ム

ル者ニ限ル

第七條 家督ニ由リ財產ヲ相續シタル者ハ其ノ財產ニ付前財產主ノ納稅額ヲ以テ其ノ納

稅資格ニ算入ス

第三章 被選人ノ資格

第八條 被選人タルコトヲ得ル者ハ日本臣民ノ男子滿三十歲以上ニシテ選舉人名簿調製

ノ期日ヨリ前滿一年以上其ノ選舉府縣内ニ於テ直接國稅十五圓以上ヲ納メ仍引續キ納

ムル者タルヘシ

但シ所得稅ニ付テハ人名簿調製ノ期日ヨリ前滿三年以上之ヲ納メ仍引續キ納ムル者ニ

限ル

第九條 宮内官裁判官會計檢査官收稅官及警察官ハ被選人タルコトヲ得ス

前項ノ外ノ官吏ハ其職務ニ妨ケサル限ハ職員ト相兼ヌルコトヲ得

第十條 府縣及郡ノ官吏ハ其ノ管轄區域内ニ於テ被撰人タルコトヲ得ス

第十一條 撰舉ノ管理ニ關係スル市町村ノ吏員ハ其ノ撰舉區ニ於テ被撰人タルコトヲ得

第十二條 神官及諸宗ノ僧侶又ハ教師ハ被撰人タルコトヲ得ス

第十三條 府縣會ノ議員ニシテ衆議院ノ議員ニ撰舉セラレ當撰ヲ承諾シタルトキハ其ノ

前職ヲ辭スヘキモノトス

第十四條 左ノ項ノ一ニ觸ル、者ハ撰舉人及被選人タルコトヲ得ス

一 瘋癲白癡ノ者

二 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ義務ヲ免レサル者

三 公權ヲ剝奪セラレタル者又ハ停止中ノ者

四 禁錮ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

五 舊法ニ依リ一年以上ノ懲役若ハ國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期ノ後又ハ赦免ノ後

滿三年ヲ經サル者

第六條 賭博犯ニ由リ處刑ヲ受ケ滿期ノ後又ハ赦免ノ後滿三年ヲ經サル者

第七條 撰舉ニ關ル犯罪ニ由リ撰舉權及被選舉權ノ停止中ノ者

第十五條 陸海軍軍人ハ現役中選舉權ヲ行フコトヲ得ス及被撰人タルコトヲ得ス其ノ休

職停職ニ在ル者亦同シ

第十六條 華族ノ當主ハ衆議院議員ノ撰舉人及被選人タルコトヲ得ス

第十七條 刑事ノ訴ヲ受ケ拘留又ハ保釋中ニ在ル者ハ其ノ裁判確定ニ至ルマテ撰舉權ヲ

行フコトヲ得ス及被選人タルコトヲ得ス

第五章 撰舉人名簿

第十八條 撰舉長ハ毎年四月一日ヲ期トシ各町村長ヲシテ一ノ投票區域内ニ於テ撰舉資

格ヲ有スル者ヲ調査シ人名簿二本ヲ調製シ同月二十日マテニ其ノ一本ヲ差出サシムヘ

シ

撰舉人名簿ハ撰舉人ノ姓名官位職業身分住所生年月納ムル所ノ直接國稅ノ總額並ニ納

稅地ヲ記スヘシ

第十九條 市ニ於テハ左ノ方法ニ依リ撰舉人名簿ヲ調製ヘシ

第一 一市又ハ市内ノ一區ヲ以テ一撰舉區ト爲シタル場合ニ於テハ撰舉長其ノ人名簿

ヲ調製シ

第二 一市又ハ市内ノ一區ヲ以テ一撰舉區ト爲シタル場合ニ於テハ撰舉長其ノ人名簿

ヲ調製シ

ヲ調製スヘシ

第二 市内ニアル敷區ヲ合シテ一撰舉區ト爲シタル場合ニ於テハ各區長ヲシテ其ノ區内ノ人名簿ヲ調製シ撰舉長ニ差出サシムヘシ

第三 郡市ヲ合シテ一撰舉區ト爲シタル場合ニ於テ郡長其ノ撰舉長トナリタルトキハ市長ヲシテ其ノ人名簿ヲ調製シ之ヲ差出サシムヘシ

第四 第三ノ場合ニ於テ市長其ノ撰舉長トナリタルトキハ市長其ノ市内ノ人名簿ヲ調製スヘシ

第二十條 撰舉人其ノ住居スル投票區域ノ外ニ於テ直接國稅ヲ納ムルトキハ納稅地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ノ證狀ヲ得テ撰舉人名簿調製ノ期日マテニ其ノ投票ヲ管理スル町村長又ハ市長若ハ區長ニ差出スヘシ

第二十一條 撰舉長ハ各町村長又ハ市長若ハ區長ヨリ差出シタル撰舉人名簿ヲ合シ一撰舉區ヲ以テ一冊トシ撰舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ備置キ其ノ副本ヲ府縣知事ニ送致スヘシ

第二十二條 撰舉長ハ毎年五月五日ヨリ十五日間一選舉區選舉人名簿ノ寫ヲ其ノ選舉管理ノ郡役所又ハ市役所若ハ區役所ニ於テ縱覽セシムヘシ

第二十三條 凡テ選舉資格アル者選舉人名簿ニ於テ人名ノ脱漏又ハ誤載アルコトヲ發見シタルトキ縱ハ其理由書及證憑ヲ具ヘテ縱覽期限内ニ撰舉長ニ申立テ其ノ改正ヲ求ムルコトヲ得

縱覽期限ヲ經過シタル後前項ノ申立ヲ爲スモ其ノ効ナシ

第二十四條 撰舉長ニ於テ脱漏ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證憑ヲ審查シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若其ノ申立ヲ以テ正當ナリト判定シタルトキハ直ニ其ノ人名ヲ記載シ其ノ由ヲ當人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ撰舉區内ニ告示スヘシ

第二十五條 撰舉長ニ於テ誤載ノ申立ヲ受ケタルトキハ其ノ理由及證憑ヲ審查シ必要ナル場合ニ於テハ申立人又ハ被告人ヲ召喚審問シ申立ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ之ヲ判定スヘシ若誤載ナリト判定シタルトキハ直ニ之ヲ削除シ其ノ由ヲ被告人所在地ノ町村長又ハ市長若ハ區長ニ通知シ併セテ撰舉區内ニ告示スヘシ

第二十六條 申立人又ハ被告人ニ於テ撰舉長ノ判定ニ服セサルトキハ撰舉長ヲ被告トシ判定ノ日ヨリ七日以内ニ始審裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第二十七條 始審裁判所ニ於テ前條ノ訴訟ヲ受取りタルトキハ他ノ訴訟ノ順序ニ拘ラス